

平成26年度 当初予算（案）

# 主な事業の説明書

健康福祉部

款	項	目	大	事	業	ページ
3	1	1	11	民生委員・児童委員活動費		4-1
3	1	1	15	子ども・若者育成支援事業費		4-2
3	1	1	31	地域支え合い事業費		4-4
3	1	1	32	(新規) 臨時福祉給付金支給事業費		4-5
3	1	1	61	社会福祉協議会補助金		4-6
3	1	5	12	障がい福祉サービス給付費		4-7
3	1	5	14	障がい者等地域生活支援事業費		4-10
3	1	5	20	障がい者通所施設等交通費助成金支給事業費		4-13
3	1	6	11	高齢者生活支援サービス事業費		4-14
3	1	6	13	敬老の日事業費		4-16
3	1	6	17	はり、灸、マッサージ施術費助成事業費		4-17
3	1	6	21	介護予防事業費		4-18
3	1	6	22	包括的支援事業・任意事業費		4-21
3	1	6	23	温泉ふれあい入浴サービス事業費		4-24
3	1	6	61	老人クラブ補助金		4-25
3	1	7	60/93	法人立介護保険施設等補助金/貸付金		4-26
3	1	7	69	(新規) 峰山荘移転改築事業費補助金		4-28
3	1	7	92	老人デイサービス事業特別会計繰出金		4-29
3	2	1	28	(新規) 子育て世帯臨時特例給付金支給事業費		4-30
3	2	2	10	児童館管理費		4-31
3	2	2	12	放課後児童クラブ管理運営費		4-33
3	2	3	20	(新規) 乳幼児保育推進事業費		4-34
3	2	3	61	法人立保育所補助金		4-35
3	3	2	80	生活扶助費等		4-37
4	1	1	60	(新規) 救急医療運営支援事業費		4-39
4	1	1	61	(新規) 地域中核病院連携施設支援事業費		4-40
4	1	4	12	予防接種経費		4-41
4	1	4	17	(新規) 風しん予防接種(任意) 助成事業費		4-42
4	1	5	11	自殺予防対策費		4-43
4	1	6	10	保健事業費		4-44
10	4	2	61	法人立幼稚園補助金		4-47

# 事業説明書

3 款 1 項 1 目 11 事業

新規 ・ **継続** ・ 廃止

課所名 健康福祉部 社会福祉課

(施策の大綱) 社会福祉の充実

(施策) 地域福祉の推進

(基本事業) 新たな支え合いのネットワーク構築

<b>【事業名】</b> 民生委員・児童委員活動費 <b>【説明項目】</b> 民生委員・児童委員活動費の支給について																																
<b>【26年度】</b>		<b>【25年度】</b>		<b>【増減額】</b>																												
27,221 千円		27,426 千円		△ 205 千円																												
<b>1. 事業の目的</b>																																
民生委員・児童委員が、社会福祉の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、地域福祉の推進役としての活動を支援するため活動費を支給し、地域福祉の向上と民生の安定に資することを目的とする。																																
<b>2. 事業の目標（数値目標）</b>																																
活動費を補助することにより民生児童委員265名の相談支援活動や見守りの充実、また、地区の実情に応じた14地区民生児童委員協議会の活動を支援し、地域福祉の向上を推進する。																																
<b>3. 事業の概要</b>																																
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員児童委員の活動費補助 24,520 千円</li> <li>● 地区民生児童委員協議会運営費 1,111 千円</li> <li>● 市民生児童委員協議会事業費の補助 1,577 千円</li> <li>● 事務費 13 千円</li> </ul>																																
○活動費の支給対象経費 ・ 日常的な委員活動に対する費用弁償 ・ 活動上の知識習得に関する経費 ・ 民生児童委員協議会の運営費  ○大仙市民生児童委員協議会事業 ・ 自主事業研修会の実施 ・ 国、県民児協研修会への委員参加調整 ・ 県、地区民児協との連携調整  ○活動費、運営費ともに基準算定額により市民児協を経由し地区民児協へ交付。  ○事務経費 ・ 民生委員児童委員指揮監督に係る事務消耗品費 ・ 任期中解嘱にかかる感謝状等筆耕手数料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">交付内訳</th> <th style="width: 30%;">交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><b>県交付金</b></td> </tr> <tr> <td>委員活動費 52,700 円/人</td> <td>13,965,500</td> </tr> <tr> <td>地区運営費 41,500 円/人</td> <td>581,000</td> </tr> <tr> <td>委員運営費 2,000 円/人</td> <td>530,000</td> </tr> <tr> <td>旅費相当分 176,100 円</td> <td>176,100</td> </tr> <tr> <td><b>小計</b></td> <td><b>15,252,600</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>市補助金</b></td> </tr> <tr> <td>委員活動費 39,300 円/人</td> <td>10,414,500</td> </tr> <tr> <td>役職加算(地区会長) 5,000 円/人</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>(地区副会長) 2,500 円/人</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>市民児協活動補助金 1,400,000 円</td> <td>1,400,000</td> </tr> <tr> <td><b>小計</b></td> <td><b>11,954,500</b></td> </tr> <tr> <td><b>合計</b></td> <td><b>27,207,100</b></td> </tr> </tbody> </table>				交付内訳	交付金額	<b>県交付金</b>		委員活動費 52,700 円/人	13,965,500	地区運営費 41,500 円/人	581,000	委員運営費 2,000 円/人	530,000	旅費相当分 176,100 円	176,100	<b>小計</b>	<b>15,252,600</b>	<b>市補助金</b>		委員活動費 39,300 円/人	10,414,500	役職加算(地区会長) 5,000 円/人	70,000	(地区副会長) 2,500 円/人	70,000	市民児協活動補助金 1,400,000 円	1,400,000	<b>小計</b>	<b>11,954,500</b>	<b>合計</b>	<b>27,207,100</b>
交付内訳	交付金額																															
<b>県交付金</b>																																
委員活動費 52,700 円/人	13,965,500																															
地区運営費 41,500 円/人	581,000																															
委員運営費 2,000 円/人	530,000																															
旅費相当分 176,100 円	176,100																															
<b>小計</b>	<b>15,252,600</b>																															
<b>市補助金</b>																																
委員活動費 39,300 円/人	10,414,500																															
役職加算(地区会長) 5,000 円/人	70,000																															
(地区副会長) 2,500 円/人	70,000																															
市民児協活動補助金 1,400,000 円	1,400,000																															
<b>小計</b>	<b>11,954,500</b>																															
<b>合計</b>	<b>27,207,100</b>																															
<b>4. これまでの成果と今後の方向性</b>																																
核家族化の進行や高齢者世帯の増加などにより、地域では複雑多岐にわたる福祉課題が存在している。これらの課題に対応するためには、「人々との繋がり」や「地域の再生」が求められている。こうした中、民生児童委員の活動は、地域福祉の原動力となり大仙市が掲げる「安心して健やかに暮らせるまちづくり」の実現に大きな役割を果たしている。本事業は、この民生児童委員活動に必要な経費を支給しているものであり、民生児童委員の安定的かつ継続的な活動を支援していくうえで必要な補助である。																																
《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》  日常の社会生活における課題等が複雑多様化してきている中で、地域事情に精通した民生児童委員の相談支援活動は広範多岐にわたるものである。このため、地域における民生児童委員の果たす役割の増大とともに、その活動経費も増加すると考えられるが委員活動費は現状維持とした。				総合評価 (今後の方向性)  <b>改善しながら継続</b>																												
<b>5. 財源内訳</b>																																
(単位: 千円)																																
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源																												
27,221	15,275			11,946																												
【国県支出金】 15款3項2目：民生委員・児童委員活動移譲事務交付金																																

# 事業説明書

3 款 1 項 1 目 15 事業

新規 ・ **継続** ・ 廃止

課所名 健康福祉部 社会福祉課

(施策の大綱) 社会福祉の充実

(施策) 地域福祉の推進

(基本事業) 新たな支え合いネットワーク構築

<b>【事業名】</b> 子ども・若者育成支援事業費						
<b>【説明項目】</b> 子ども・若者育成支援事業の概要について						
<b>【26年度】</b>	13,667 千円 <b>【25年度】</b> 9,731 千円 <b>【増減額】</b> 3,936 千円					
<b>1. 事業の目的</b>						
<p>次代を担う子ども・若者の中には、引きこもりや不登校、若年無業者、発達障害等により社会生活を円滑に営む上で困難を有する者が多数おり増加傾向にある。これらを総合的に支援するため、保健、医療、教育、福祉、雇用などの関係機関が連携し、修学・復学支援や就業支援など学校復帰又は社会復帰のための支援事業を行う。</p>						
<b>2. 事業の目標（数値目標）</b>						
<p>子ども・若者育成支援推進法の施行を機に、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者（0歳～39歳）を総合的に支援する枠組みを構築し、社会生活を円滑に営むことができるように相談や助言等、解決に繋げるための支援を通じ、1割程度の学校復帰又は社会復帰（就労）を目指す。</p> <p>※H26.1月現在相談件数：延人数1,513人、実人数108人</p>						
<b>3. 事業の概要</b>						
<p><b>◆大仙市子ども・若者総合相談センター</b>                  不登校やニート、ひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族等に対し、教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用等の分野を横の連携軸をもって総合的に助言や支援等を行っている。                  利用者が想定を大幅に上回っており、この事業に対する感心度の高さや必要性を鑑み、支援事業の更なる拡大を図ることを視野に入れ、県基金事業を活用し、本事業の趣旨に賛同する地元企業の組織化を図りながら就労支援に取り組んでいくため、専門的に対応する相談員1名を雇用し、新たな体制づくりを目指していく。</p> <p>■支援機関（委託先）：NPO法人大仙親と子の総合支援センター</p> <p>■活動内容：①気軽に参加できる居場所づくり                  ②対人スキルなど自立準備トレーニング                  ③復学や就労に向けた個別プログラムによる自立支援活動</p>						
<b>◎事業委託分</b>	(単位：千円)					
委託料内訳	計					
常勤相談員人件費（2名分）	3,235					
非常勤相談員人件費（2名分）	2,970					
訪問等費用弁償	95					
報償費（協力企業）	288					
報償費（カンファレンス謝礼）	700					
事務費等	915					
合 計	8,203					
<b>◎直営分</b>	(単位：千円)					
施設管理費	金額					
嘱託職員人件費（2名分）	4,782					
土地借り上げ料	200					
光熱水費等	451					
協議会委員報酬	31					
合 計	5,464					
<b>利用者状況</b>						
(単位：人)						
区分	H24実績		H25.1月現在		H26.1月現在	
	延利用者数	実人数	延利用者数	実人数	延利用者数	実人数
幼児・小学生	347	9	271	9	201	11
中学生	86	2	66	2	370	10
高校生	114	5	99	5	23	4
若者・一般	52	8	47	8	576	26
保護者	479	19	387	19	220	46
学校・関係者	82	13	67	13	123	11
合計	1,160	56	937	56	1,513	108
<p>1月末現在で、実人数・延人数ともに昨年度の実績を大幅に上回っている。相談件数の増加や相談内容が多岐にわたることから精神福祉士・臨床心理士の助言や指導も必要になってきている現状である。</p>						

4. これまでの成果と今後の方向性

○子ども・若者が持つ能力や可能性、あるいは抱えている困難の程度は一人ひとり異なることから、それぞれの置かれた状況に応じて、様々な分野の支援を組み合わせながら、困難を乗り越え成長、発達するための基礎作りを支援している。  
 ○各機関と連携・協力を得ながら、最終的には自らの力で自立できるよう支援していく。

《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

このセンターには、学校に行くことが難しい子供たちや、働きたいが社会生活にうまく馴染めない若者が、気軽に通ってこれるという現実がある。  
 必要とされている”場所”であり、徐々に自立に繋がっており、緩やかだが確実に効果が出ていることから有効な事業である。

総合評価  
(今後の方向性)

拡大

5. 財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
13,667	3,203		4,782	5,682

【国県支出金】 15款2項4目：秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金

【その他】 18款1項1目：地域雇用基金繰入金

# 事業説明書

3 款 1 項 1 目 31 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 社会福祉課

(施策の大綱) 社会福祉の充実

(施策) 地域福祉の推進

(基本事業) 新たな支え合いのネットワーク構築

<b>【事業名】</b> 地域支え合い事業費 <b>【説明項目】</b> 地域支え合い事業の内容について				
<b>【26年度】</b> 808 千円 <b>【25年度】</b> 1,205 千円 <b>【増減額】</b> △ 397 千円				
<b>1. 事業の目的</b> 地域住民による見守りなどの支え合いにより、支援を要する人を含め、すべての人が住み慣れた地域において安心して生活を継続することができる支援体制の構築を目的とする。				
<b>2. 事業の目標（数値目標）</b> <b>【目標】</b> ①地域の支え合い、共助意識の醸成 ②要援護者情報の収集・更新 ③結いっこサービス（生活基盤支援サービス）登録者数：《目標H28年度80人》 H26年度60人				
<b>3. 事業の概要</b> <b>(1)地域支え合い事業</b> 予算額:326千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域住民の支え合い体制づくりへの支援・・・地域見守り・共助意識の醸成 25千円</li> <li>● 災害時要援護者避難支援プラン個別計画（要援護者情報）の情報収集・更新整備 301千円                      情報共有の継続・更新…民生児童委員、市社会福祉協議会                      地域防災計画の見直しによる新たな情報提供…警察署・消防署・自主防災組織等</li> <li>● 福祉避難所の実効性確保のための体制づくり支援…施設毎のマニュアル整備、運営体制の構築</li> </ul> <b>(2)結いっこサービス(生活基盤支援サービス)事業費補助金</b> 予算額:482千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>● H24年度から大仙市社協の自主事業として実施されている「結いっこサービス」に対し、活動費等の必要経費の一部を財政支援するもの。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○交付先：大仙市社会福祉協議会</li> <li>○サービス内容：日常生活上の軽易な困りごと等、何らかの援助を必要としたときに生活・介護支援サポーター養成講座を修了したサポーター（97人）が自宅を訪問し、本人が求める支援を行う。→利用登録制（52人）</li> <li>○補助対象経費：結いっこサービス事業実施に係る経費（食糧費除く）</li> <li>○補助金算出根拠：（補助対象経費844千円－利用料収入120千円）×2/3</li> </ul> </li> </ul>				
<b>4. これまでの成果と今後の方向性</b> ○平成23年度に民間事業者との見守り協力協定を締結（現在：18事業者21事業所） ○地域支え合い体制づくりへの支援として、事業推進参考資料とするための地域アンケート調査を平成24年度に自治会に対し実施。その結果を踏まえ、共助意識の醸成を目的とした取り組みを検討している。 ○災害時要援護者情報を引き続き民生児童委員及び市社会福祉協議会へ提供し、共有するとともに、地域防災計画の見直しにより、警察署・消防署・自主防災組織等へも新たに情報を提供する。 ○市社協の自主事業である「結いっこサービス」については、体制の確立に向けた支援を行う。				
《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》 ○ 結いっこサービスについてはH24年度から市社協の自主事業とし、サービス内容や利用対象者を見直し、利用拡大を図っている。 ○ 自治会等との連携により要援護者を地域で見守る支援体制の構築に向け、要援護者情報共有について検討・実施していく。 ○ 要援護者情報については、収集、更新整備など関係機関と連携を図りながら、効果的な事業運営について検討し、取り組みを進めることとする。				総合評価 (今後の方向性)  改善しながら 継続
<b>5. 財源内訳</b>				
(単位:千円)				
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
808				808

# 事 業 説 明 書

3 款 1 項 1 目 32 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 社会福祉課

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実 他 (施策) 高齢者の暮らしを支える体制の充実 他 (基本事業) 高齢者の生活支援サービスの充実他

<b>【事業名】</b> 臨時福祉給付金支給事業費				
<b>【説明項目】</b> 臨時福祉給付金支給事業（簡素な給付措置）の概要について				
<b>【26年度】</b>	319,000 千円	<b>【25年度】</b>	0 千円	<b>【増減額】</b> 319,000 千円
<b>1. 事業の目的</b>				
消費税の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な給付措置として実施するもの。（平成25年10月1日閣議決定によるもの。）				
<b>2. 事業の目標（数値目標）</b>				
臨時福祉給付金は、低所得者ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、低所得者対策として消費税率が8%に引き上げられた段階で、1年半分（国算定）の食料品の支出増加分を参考に、暫定的・臨時的に給付する。 対象者：H26市町村民税非課税者 推定 21,000人（H25課税状況調査より推定）				
<b>3. 事業の概要</b>				
◎実施主体は市町村であり、実施方式は市町村に委ねられているが、日程等具体的な詳細について国から示されておらず、H20年度に実施した定額給付金制度を参考に予算措置したもの。 詳細が確定すると内容に変更を生ずることがある。				
◆支給要件				
基準日	平成26年1月1日現在大仙市の住民基本台帳に記録されている者（外国人含）			
給付対象者	平成26年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない者 （課税されている者の扶養親族等を除く）			
給付額	給付対象者一人につき 10,000円			
加算対象者	給付対象者のうち、次のいずれかに該当する者 □ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者等 □ 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者等			
加算額	加算対象者一人につき 5,000円			
実施方法	給付対象者からの申請を受け、審査後支給。（詳細については国・県の指示による。）			
実施時期	26年度分の課税状況が確定（H26.6.1）後、給付体制が整い次第早期に実施する予定			
◆概算経費				
対象人数	基本対象者（10,000円）：推定21,000人 加算対象者（5,000円）：推定16,000人			
総給付額	290,000,000円 基本（21,000人×10,000円）+加算（16,000人×5,000円）			
事務費	29,000,000円 臨時職員賃金・封筒等印刷製本費・事務用品等消耗品・郵便料・口座振替手数料・ 口座情報入力業務委託・システム改修等・機器等賃借料			
<b>予算計上額</b>	<b>319,000,000円</b>			
<b>4. これまでの成果と今後の方向性</b>				
◎平成25年10月1日の閣議決定により、全国一斉に実施するものであり今年度限り。 【スケジュール】※国・県から詳細が通知されていないためスケジュールの変動が予想される。 ■H26.6月中：対象者確定 ■H26.7月下旬：申請案内・受付開始 ■H26.8月中旬：審査後第1回目支給 （以後、月2回～3回の給付を想定） ■概ねの終期：支給は年内の終了を想定				
《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》				総合評価 （今後の方向性）
<b>5. 財源内訳</b>				
（単位：千円）				
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
319,000	319,000			
【国県支出金】 14款2項2目：臨時福祉給付金支給事業費補助金 290,000 15款2項2目：臨時福祉給付金支給事業費補助金 29,000				

# 事業説明書

3 款 1 項 1 目 61 事業

新規 ・ **継続** ・ 廃止

課所名 健康福祉部 社会福祉課

(施策の大綱) 社会福祉の充実

(施策) 地域福祉の推進

(基本事業) 新たな支え合いのネットワーク構築

<b>【事業名】</b> 社会福祉協議会補助金				
<b>【説明項目】</b> 社会福祉協議会に対する財政支援について				
<b>【26年度】</b>	89,092 千円	<b>【25年度】</b>	83,620 千円	<b>【増減額】</b> 5,472 千円
<b>1. 事業の目的</b>				
<p>社会福祉協議会は、地域住民や福祉等関係者が参画し、地域福祉を目的とする事業の企画や実施、社会福祉活動への住民参加のための援助等を行っている。</p> <p>多様化する福祉ニーズに適切に対応するため、社会福祉事業に携わる者や地域住民との協働のもと、地域の実情に即した福祉活動を行う社会福祉協議会の安定的な運営に資するもの。</p>				
<b>2. 事業の目標（数値目標）</b>				
<p>社会福祉協議会の安定的な経営を図るため、社協の財政状況を精査し、状況を勘案しながら財政支援を行っていく。</p> <p>◎事務系職員28名分の人件費の一部補助。</p>				
<b>3. 事業の概要</b>				
<b>【補助対象】</b> 市社会福祉協議会地域福祉部門職員28名（正職員22名、嘱託職員4名、臨時職員2名）				
<b>【補助金算出根拠】</b> □正職員：給与＋法定福利費 □嘱託職員：給与 □臨時職員：給与/2				
<b>【補助額】 89,092千円</b>				
(単位：円)				
補助項目	H23～H24実績 H25実績見込		H26見込	
給与（正職員）	23	189,548,137	22	63,639,767
給与（嘱託）	4	21,422,600	4	7,664,088
給与/2（臨時）	2	6,349,402	2	1,489,320
小計	29	217,320,139	28	72,793,175
法定福利費（正職員）		40,896,464		16,298,832
合計	29	258,216,603	28	89,092,007
3ヵ年合計		258,216,603 (@86,072,201)		
3ヵ年補助金		250,860,000		
単年度補助金		83,620,000		89,092,000
<b>【増額の主な要因】</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ H23. H25各1名実務経験のある職員を採用したことにより職歴換算実施</li> <li>■ H23 臨時職員から嘱託職員へ1名の内部登用実施</li> <li>■ 昇給・社会保険料の増加</li> </ul>				
<b>4. これまでの成果と今後の方向性</b>				
<p>○当補助金は市社会福祉協議会の依存財源の大部分を占めており、同協議会の経営安定化を図るため、H23からそれまで事業委託料に含まれていた人件費部分を切り分け、本補助対象経費に組み入れて一本化し、一定の基準で市が助成する方式とした。3年間補助額を固定し、3年毎に実績を検証することでこれを一つの終期とした。</p> <p>○H22算定時と、H23. H24実績及びH25実績見込を基に平均実績額を比較すると実績額が補助額を上回るが、住民ニーズに対応した社協事業を展開していくためには、実務経験者の採用による職歴換算や、臨時職員から嘱託職員への登用などが不可欠であったことによる。</p> <p>○H27以降は市の自主財源が激減することが確実であり、3年間固定額補助は非常に厳しい状況下であることから、市の財政状況及び社協の財政状況も鑑み、今後の補助のあり方について再検討していく。</p>				
<p>《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市の財政事情により市職員給料も削減措置を講じられている中で、さらに今後市の自主財源も大きく減ることから、財政支援の在り方について再検討することが課題である。</li> <li>●市社会福祉協議会における自主財源の確保や、職員の定数管理体制と事業の在り方について改善を求め、支出経費の圧縮を進めるよう指導していく。</li> </ul>				<p>総合評価 (今後の方向性)</p> <p style="font-size: 1.2em;">改善しながら 継続</p>
<b>5. 財源内訳</b>				
(単位:千円)				
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
89,092				89,092

# 事 業 説 明 書

3 款 1 項 5 目 12 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 生活支援課

(施策の大綱) 社会福祉の充実

(施策) 障がい児・者福祉の充実

(基本事業) 障がい福祉サービスの充実

**【事業名】障がい福祉サービス給付費**

**【説明項目】障がい福祉サービス事業所が提供するサービス給付費の支払いについて**

**【26年度】** 1,388,157千円 **【25年度】** 1,305,481千円 **【増減額】** 82,676千円

## 1. 事業の目的

障がい者、障がい児が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身近な場所において必要な居宅サービス、日中活動サービス等の給付による支援を総合的に行い、障がい者、障がい児が安心して生活できる地域社会の実現と福祉の増進を図る。

## 2. 事業の目標（数値目標）

障害程度区分の認定を受けた方全員が、サービス等利用計画に基づき障害福祉サービスを受けるようにする。（平成24年度末対象者数…589人、平成25年度末対象者数…598人（見込））  
また、平成26年度はサービス利用計画の未作成者ゼロを目指す。（対象者見込：546人）

## 3. 事業の概要

障害福祉サービスの利用希望者に対して支給決定を行い、サービスの種類に応じた給付費を、原則利用者負担1割を除いた9割（※）をサービス提供事業者に対して給付する。  
（※9割負担分は、国が1/2、県が1/4、市が1/4）

### 【平成26年度の事業費算出】

生活介護及び就労系福祉サービス利用者の増員と、年次計画で実施していた計画相談支援給付によるサービス利用計画の作成が全サービス利用者へ実施されることになった。

◇障害福祉サービスの種類と利用状況

対象者	サービスの種類	単位：千円							
		平成25年度 当初①		平成25年度 実績見込		平成26年度 当初②		比較 (②-①)	
		延べ 人数	金額	延べ 人数	金額	延べ 人数	金額	延べ 人数	金額
障害者総合 支援法	①居宅介護 ②同行援護 ③療養介護 ④生活介護 ⑤短期入所 ⑥共同生活介護 ⑦施設入所支援 ⑧自立訓練 ⑨就労移行支援 ⑩就労継続支援 ⑪共同生活援助	832	1,215,535	857	1,236,795	876	1,286,836	44	71,301
児童福祉法	①障害児発達支援 ②医療型児童発達支援 ③放課後デイサービス（障がい児のみ）	16	5,335	14	4,137	12	6,613	△4	1,278
計画相談支援	①計画相談支援（障がい者） ②障害児相談支援（障がい 児）	124	9,354	98	6,843	552	24,380	428	15,026
その他	①補足給付費 （施設入所者の食費、光熱水費軽減負担、グループホーム利用者の家賃補助） ②療養介護医療費 ③肢体不自由児通所医療費	271	71,867	283	64,874	290	66,908	19	△4,959
計		1,243	1,302,091	1,252	1,312,649	1,730	1,384,737	487	82,646

## 4. これまでの成果と今後の方向性

障害者総合支援法への改正により対象が拡大し、支援を必要とする障がいがある方や難病患者、利用者の家族の精神的・経済的負担の軽減が図られている。  
対象者の日常生活及び社会生活を支援する制度として周知されてきている。

### 《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

- ・対象者の支援制度として有効に活用されており、対象者の拡大やサービスの拡充により利用者は年々増加している。
- ・国の制度として見直しが見直しが実施されながらも必須事業であることから継続していくことになる。

総合評価  
(今後の方向性)

現状のまま  
継続

## 5. 財源内訳

(単位：千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
1,388,157	1,038,831			349,326

【国県支出金】 14款1項1目：障害福祉サービス事業費負担金 692,368  
15款1項1目：障害福祉サービス事業費負担金 346,184  
15款3項2目：障害者総合支援法関連委譲事務交付金 279

別紙

※表中の「対象者」欄は、支援を行う障がいの区分を記載したもの。  
 身=身体障がい者、知=知的障がい者、精=精神障がい者、児=障がい児

1. 障害者総合支援法による障害福祉サービスの種類と内容等

サービス種類		対象者	サービス内容	利用人数	金額	
介護給付	居宅介護	身/知 精/児	ヘルパーが障がい者の自宅で、入浴、排泄、食事等の介護を行い、障がい者が居宅において日常生活を行うのに必要な支援を行う。	53人	38,249,663円	
	同行援護	身/児	視覚障がいにより、移動が著しく困難で、外出時において同行し、移動に必要な情報の提供や移動の支援を行う。	6人	1,992,384円	
	療養介護	身/知/精	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行う。	20人	62,097,628円	
	生活介護	身/知/精	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事等の介護を行う。 事業所によっては創作的活動または生産活動の機会を提供する。	321人	604,197,750円	
	短期入所	身/知 精/児	自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間（夜間含む）において、施設で入浴、排泄、食事等の介護を行う。	16人	4,736,975円	
	共同生活介護	身/知/精	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事等の介護を行う。	24人	36,498,816円	
	施設入所支援	身/知/精	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事等の介護を行う。	216人	236,382,495円	
訓練等給付	自立訓練	機能訓練	身	身体に障がいがある方が、施設若しくはサービス事業所において、又は居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談、助言その他の必要な支援を行う。	1人	40,466,377円
		生活訓練	知/精	知的、精神に障がいがある方が、施設若しくはサービス事業所において、又は居宅を訪問することによって、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行う。	16人	
		宿泊型	知/精	日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援を行う。	10人	
	就労移行支援	身/知/精	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。	11人	22,541,475円	
	就労継続支援	身/知/精	通常の事業所で働くことが困難な方や就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識、能力の向上や維持が期待される方への支援を行う。	146人	210,685,800円	
	共同生活援助	身/知/精	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。	36人	28,987,186円	
	小 計 ①					1,286,836,549円

2. 児童福祉法によるサービスの種類と内容等

サービス種類	対象者	サービス内容	利用人数	金額
児童発達支援	児	施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援を行う。	7人	4,493,039円
医療型児童発達支援	児	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療等の必要な支援を行う。	1人	971,280円
放課後等デイサービス	児	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児について、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の必要な支援を行う。	4人	1,149,075円
小 計 ②				6,613,394円

3. 計画相談支援

サービス種類	対象者	サービス内容	利用人数	金額
計画相談支援給付	身/知/精	具体的なサービス利用や支援の必要性が見えてきても、自らの生活について、計画を立てることや制度・サービスの利用調整に困難を抱えている人に対しては、当事者の希望により個別支援計画を作成し、その計画に沿った相談支援を行う。	543人	23,183,600円
障がい児相談支援給付	児	障がい児の心身の状況、環境、障がい児又は保護者のサービス利用の意向、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画を作成、その計画に沿った相談支援を行う。	9人	1,196,000円
小 計 ③				24,379,600円

4. その他

サービス種類	対象者	サービス内容	利用人数	金額
補足給付費	身/知/精	施設入所の低所得者に係る食費・光熱水費の実費負担を軽減を行う。	209人	44,073,097円
補足給付費	児	施設入所の低所得者に係る食費・光熱水費の実費負担を軽減を行う。	0人	0円
補足給付費	身/知/精	グループホーム・ケアホーム入所者についての家賃補助を行う。	60人	6,480,000円
療養介護医療費	身/知/精	医療と常時介護を必要とする障害者に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。	20人	16,287,840円
肢体不自由児通所医療費	児	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児について、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の必要な支援を行う。	1人	66,852円
小 計 ④				66,907,789円
合計 (①+②+③+④) ⑤				1,384,737,332円

⑤の財源内訳	負担率	金額
	国庫(1/2)	692,368,666円
	県(1/4)	346,184,333円
	市(1/4)	346,184,333円

# 事 業 説 明 書

3 款 1 項 5 目 14 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 生活支援課

(施策の大綱) 社会福祉の充実

(施策) 障がい児・者福祉の充実

(基本事業) 自立生活の支援

【事業名】障がい者等地域生活支援事業費

【説明項目】障がい者等に対する自立した生活を営むための支援について

【26年度】 73,146千円 【25年度】 73,719千円 【増減額】 △ 573千円

## 1. 事業の目的

障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施し、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す。

## 2. 事業の目標（数値目標）

- ・実施事業を拡大することにより、利用者が選択できるようサービスの幅を広げる。
- ・各種研修事業等を実施し、地域住民や関係機関と連携し、障がい者等の自立した生活を支援する。

## 3. 事業の概要

障がい者等の自立した生活を支える上で重要とされる必須事業と、市町村が地域の実情を考慮して行う選択事業に分類される。なお、障害支援区分認定等事務については今年度より地域生活支援事業で対応する。（事業の詳細は別紙に記載）

※補助率：補助対象経費に対して、国 1/2 以内、県 1/4 以内。

地域生活支援事業の種類

（単位：円）

事業の種類	平成25年度 当初①	平成25年度 実績見込	平成26年度 当初②	比 較 (②-①)
必 須 事 業 ①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑦日常生活用具給付等事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター機能強化事業	57,680,100	51,933,201	53,976,408	△ 3,703,692
選 択 事 業 ①訪問入浴サービス ②生活訓練等 ③日中一時支援、養護学校放課後生活支援 ④生活サポート ⑤点字・声の広報等発行 ⑥要約筆記奉仕員養成研修 ⑦自動車運転免許取得・改造助成	14,972,500	13,031,738	15,452,720	480,220
そ の 他 障害支援区分認定等事務、事務経費	970,820	726,820	3,710,615	2,739,795
合 計	73,623,420	65,691,759	73,139,743	△ 483,677

## 4. これまでの成果と今後の方向性

- ・障がい者等の精神的、経済的負担の軽減と生活環境の整備により、年々利便性が高まり安心した生活を送ることが可能になっている。
- ・障がい福祉サービス以外の地域の実情を考慮したサービス提供を実施するため、今後も継続していく。
- ・平成26年度より国の制度変更で追加となった必須事業があることから、周知しながら実施する。

《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

- ・障害者総合支援法に基づき市町村が実施する事業で、事業の周知と浸透が進んでおり、利用者は増加している。
- ・実施事業については、制度変更やニーズへ柔軟に対応したサービスを提供できるよう検証していく。

総合評価  
(今後の方向性)

拡大

## 5. 財源内訳

（単位：千円）

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
73,146	45,889			27,257

【国県支出金】 14款2項2目：地域生活支援事業費補助金 30,593

15款2項2目：地域生活支援事業費補助金 15,296

別紙

1. 必須事業

事業名	事業説明	人数等	金額
1 【新規】 理解促進研修・ 啓発	(1) 知的障がい者スポーツ普及活動支援事業 知的発達障害のある人たちに様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を開催するに当たり、活動を支援するボランティア等の募集のため、広報活動を行い、競技会の活動へ興味や関心を高めていただいたうえで、一般市民や各関係機関の参集のもと講演会等を開催する。 もって、スペシャルオリンピックスの活動の普及を支援する。 【内容】①知的障がい者スポーツ活動を紹介するチラシの作成、全戸配布 ②有識者による講演会の開催 (開催時期：平成26年9月頃、参集者数：300人)		586,940円
	(2) 障害者に対する普及・啓発 障がい者等に対する理解を深めるため、普及啓発パンフレットの作成を行う。 【内容】2,000部を作成し、養護者、関係機関へ配布		432,000円
2 【新規】 自発的活動支援	障がい当事者（ピアサポーター）が障がい者等からの相談に応じ、各種制度やサービス等の利用につなげるピアサポートを実施することにより、互いの悩みの共有や情報交換が可能な共生社会の実現を図る。		258,000円
3 相談支援	(1) 相談支援 一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的な職員（社会福祉士、精神保健福祉士）が、障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。	4,500件	17,895,482円
	(2) 地域自立支援協議会 相談支援事業所をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場を設置する。		559,714円
4 成年後見制度利用 支援	障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することによりこれらの障がい者の権利擁護を図り、成年後見制度の申し立てに要する費用（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。	5人	556,000円
5 【新規】 成年後見制度法人 後見支援	市内で法人後見の実施を予定または検討している法人等に対し、後見業務に必要な知識及び倫理の修得を目的とした研修を実施し、成年後見業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備することにより、障がい者等の権利擁護を図る。 【対象】知的または精神障がい者向け入所施設、グループホーム、ケアホームを有する社会福祉法人、精神科病院を有する医療法人等 【講師】家庭裁判所職員、司法書士、福祉保健関係者等 【研修内容】「成年後見制度の概要について」、「対象者の理解（知的障がい・精神障がい）」他、計5回開催		100,000円
6 意思疎通支援	(1) 手話通訳者設置 (2) 手話通訳者、手話奉仕員派遣 手話通訳者を設置する事業、手話通訳者及び手話奉仕員を派遣する事業により意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する。	140回  (21人)	4,870,754円
7 日常生活用具給付	重度の身体障がい者（児）や知的障がい者（児）に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付する。 【対象用具】ストマ装具、電気式たん吸引器、人工喉頭など	1,921件  (231人)	19,428,500円
8 【新規】 手話奉仕員養成研 修	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現を習得した手話奉仕員を養成し、地域生活における聴覚障がい者等の意思疎通を支援する。 【講師】手話通訳士等 【研修内容】「手話の基礎知識」、「挨拶、名前、家族の表現」、「現場での会話練習」他、計20回開催、定員20名 ※現在、市登録済みの手話奉仕員は16名（うち市内在住者は3名）。	10人	330,000円

事業名	事業説明	人数等	金額
9 移動支援	(1)移動支援（個別支援型） 屋外での移動が困難な障がい者等の社会生活上不可欠な外出及び余暇活動の際の必要な支援を行う。	36件 (4人)	326,400円
	(2)ガイドヘルパー派遣 外出及び社会参加が困難な視覚障がい者に対し、ガイドヘルパーを派遣することにより、視覚障がい者の外出及び社会参加を容易にする。	8件 (6人)	145,150円
10 地域活動支援センター	障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与する機能を強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る。	19人	8,487,468円 うち補助分 1,500,000円
小 計 ①			53,976,408円

## 2. 市実施分選択事業

事業名	事業説明	人数等	金額
11	訪問入浴サービス 障がい者等の居宅を訪問し、入浴サービスを提供することで、身体の清潔保持、必要機能の維持を図る。	438回 (5人)	5,475,000円
12	生活訓練等 障がい者等に対し、生活の質的向上を図ることを目的に、日常生活上必要な訓練、指導等、本人活動の支援を行う。	10人	334,000円
13 日常生活支援	日中一時支援等 (1)日中一時支援（日中短期） 障がい者等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な負担軽減を図る。 (2)養護学校放課後生活支援事業 養護学校在学中で、日中就労等により保護者が家庭にいない児童生徒に対し、放課後に適切な遊びや生活の場をあたえ、利用児童の健全な育成の場を確保する。	898回 (45人)	3,593,000円
	生活サポート 介護給付費決定者以外の者について、日常生活における支援を行い、障がい者等の地域での自立した生活の維持、継続を図る。（利用上限：家事援助を月50時間まで）	1人	98,500円
15	点字・声の広報等発行 文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳・音訳により、市の広報等を定期的に提供する。	24回 (21人)	542,400円
16 社会参加支援	【新規】要約筆記奉仕員養成研修 要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得した要約筆記奉仕員を養成し、地域生活における中途失聴・難聴者の意思疎通を支援する。 【講師】要約筆記者 【研修内容】「要約筆記の基礎知識」、 「読みやすい筆記、話し言葉の要約」 他、計15回開催、定員10名 ※現在、市登録済みの要約筆記奉仕員は3名 (すべて市内在住者)	10人	541,820円
17	自動車運転免許取得・改造助成 自動車運転免許取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成（上限10万円）する。	5件 (5人)	500,000円
小 計 ②			15,452,720円

## 3. その他選択事業

事業名	事業説明
日常生活支援	福祉ホームの運営、福祉機器リサイクル等
社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催、文化芸術活動振興等
権利擁護支援	成年後見制度普及啓発
就業就労支援	重度障害者在宅就労促進、知的障害者職親委託等

## 4. その他

事業名	事業説明	人数等	金額
18 障害支援区分認定等事務	障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定等事務の円滑な実施を行う。 (1)障害支援区分認定調査 (2)医師意見書作成 (3)市町村審査会運営		2,873,603円
19 事務費	旅費、印刷製本費及び1～17の事業に係る消耗品費等及び郵便料		837,012円
小 計 ③			3,710,615円
合 計 ④ (①+②+③)			73,139,743円

# 事 業 説 明 書

3 款 1 項 5 目 20 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 生活支援課

(施策の大綱) 社会福祉の充実

(施策) 障がい児・者福祉の充実

(基本事業) 経済的負担の軽減

**【事業名】障がい者通所施設等交通費助成金支給事業費**

**【説明項目】障がい者施設等に通所する障がい者等に対する交通費の助成について**

**【26年度】** 1,742千円 **【25年度】** 1,292千円 **【増減額】** 450千円

## 1. 事業の目的

就労継続支援事業所や就労移行支援施設等に通所している障がい者に対し交通費を助成することにより本人及び家族の精神的・経済的負担を軽減し安心して自立した社会生活を営めることを目的とする。

## 2. 事業の目標（数値目標）

就労を目指して訓練をするために事業所へ通所している方に対して助成を行い、就労に対する意欲を高めてもらう。市外の事業所への通所にも範囲を拡大し、利用者の増加を推進する。

## 3. 事業の概要

### (1) 対象事業所

市民が利用している障害福祉サービス事業所（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）。  
※市内の事業所は、「ほっぺ・テnderランドリー・ふれあい」の3カ所。

### (2) 対象者

公共交通機関を常に利用してその運賃を負担している方又は通所のため自家用自動車を常に使用してその費用を負担している方。

### (3) 助成額

公共交通機関を利用している場合は毎月支払った一般旅客自動車運賃又は鉄道運賃。自家用自動車を使用している場合は居住地から通所施設までの往復距離数に通所回数と距離数に10円を乗じて得た額。それぞれ月額5,000円を上限とする。（年間最大60,000円支給）

### (4) 事業費

継続の利用者33人（公共交通機関利用者9人、自家用自動車利用者24人）と新規利用者11人（公共交通機関利用者3人・自家用自動車利用者8人）を見込む。  
H24年度の事業所の利用者に対する利用率は約49%

	H25当初①		H25実績見込		H26当初②		比較 (②-①)	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
ほっぺ	11人	465,230円	12人	492,050円	12人	499,920円	1人	34,690円
テnder	7人	326,890円	9人	325,100円	9人	407,860円	2人	80,970円
ふれあい	7人	275,940円	12人	281,490円	12人	356,780円	5人	80,840円
市内新規	4人	216,000円	2人	98,760円	2人	85,090円	△ 2人	△ 130,910円
市外新規	0人	0円	0人	0円	9人	382,910円	9人	382,910円
計	29人	1,284,060円	35人	1,197,400円	44人	1,732,560円	15人	448,500円

## 4. これまでの成果と今後の方向性

- ・ 利用者、家族及び事業所からは好評を得ていることから今後も継続する。
- ・ 公共交通機関の廃止に伴い、乗合タクシーで通所している方への助成は今後も継続する。

《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》  
これまで、対象となる通所先を市内の事業所に限定していたが、市外の一部事業所において送迎サービスが縮小、廃止又は未実施であり、家族が送迎をしている状況にあるため、経済的負担を考慮し市外の事業所への通所にも範囲を拡大する。

総合評価  
(今後の方向性)

拡大

## 5. 財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
1,742				1,742

# 事 業 説 明 書

3 款 1 項 6 目 11 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 地域包括支援センター

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実

(施策) 高齢者の暮らしを支える体制の充実

(基本事業)

介護予防事業と介護保険事業の推進

【事業名】 高齢者生活支援サービス事業費				
【説明項目】 家族介護支援や生活支援サービス等の概要について				
【26年度】		51,302 千円	【25年度】	51,590 千円
			【差引額】	△ 288 千円
1. 事業の目的				
高齢者やその家族に対し、介護予防サービスや生活支援サービス又は家族介護支援サービスを提供することにより、これらの者の自立生活の継続と生活の質の確保を図り、総合的な保健福祉の向上に資することを目的とする。				
2. 事業の目標(数値目標)				
高齢者約28千人とその家族を対象に事業を実施し、平成24年度から26年度までの高齢者プランに掲げる目標量を目指す。				
3. 事業の概要及び4. これまでの成果と今後の方向性				
NO	事業名	内容	積算等	H25実績見込み等
①	要介護者移送サービス事業 【55千円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護4又は5で普通自動車での移送が困難な高齢者を対象に、退院時、移送用車両(ストレッチャー装着車両等)による市内自宅までの送迎を行うサービス。</li> <li>利用者負担なし。委託単価：5,000円/回。</li> </ul>	委託： @5,000円 ×11回	実績見込回数： 13回 (民間委託)
		《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》		総合評価 (今後の方向性)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が少ないものの、寝たきりの方を移送する手段を持たない家族に対しては、この事業の成果はあると考えられる。</li> </ul>	現状のまま継続	
②	軽度生活援助事業 【6,835千円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者のみの世帯等に対し、軽易なサービスの提供を受けられる助成券を交付(上限36枚)。</li> <li>利用者負担(利用券1枚につき) 市民税課税世帯350円、均等割のみ課税世帯300円、非課税世帯250円、生活保護世帯無料。</li> <li>シルバー人材センターに業務委託。委託単価：880円/回。</li> </ul>	委託： @880円 ×7,500回 印刷製本： 235千円	利用見込者数： 480人 利用見込回数： 7,093回
		《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》		総合評価 (今後の方向性)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者世帯の増加に伴い、当該事業利用者は増加傾向にある。</li> <li>日常生活援助の一部を提供することで、住み慣れた家庭や地域で安心した生活を送ることが可能になることから有効な事業である。</li> <li>市民ニーズにあった作業内容の見直しが今後の課題である。</li> </ul>	改善しながら継続	
③	介護予防デイサービス事業 【28,800千円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、通所による体力向上トレーニング等のサービスを提供。</li> <li>利用者負担700円。</li> <li>大曲地域は県南ふくし会に、仙北地域は社会福祉協議会に業務委託。</li> <li>委託単価：3,600円/回。</li> </ul>	大曲地域 【いきいきサロン】 委託： @3,600円 ×6,000回	利用見込回数： 5,263回
		仙北地域 【仙北高齢者センター】 委託： @3,600円 ×2,000回	委託： @3,600円 ×2,000回	利用見込回数： 1,778回
		《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》		総合評価 (今後の方向性)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数は横ばいで固定化しつつある。</li> <li>介護予防の観点から有効な事業である。</li> <li>現在進められている介護保険制度の改正に対応した事業の見直しが求められる可能性があることから、国の動向に注視する必要がある。</li> </ul>		改善しながら継続
④	高齢者等相談支援事業 【954千円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者等に対し、弁護士等による定期的な専門相談会の開催。</li> <li>市社会福祉協議会に業務委託。</li> </ul>	委託： 弁護士謝礼等 25回開催	相談会回数： 25回開催 相談件数： 60件
		《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》		総合評価 (今後の方向性)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度、弁護士等による相談のみに限定し、事業の効率化を図った。</li> <li>弁護士等による専門相談は、相談内容によって非常に有効であることから、今後も継続して実施する。</li> </ul>		現状のまま継続

NO	事業名	内容	積算等	利用見込等
⑤	緊急通報体制等整備事業【10,274千円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者のみの世帯等を対象に、緊急時に対応するための通報装置を設置(ふれあい安心電話)。</li> <li>利用者負担として、市民税課税世帯600円、均等割のみ課税世帯400円、非課税世帯200円、生活保護世帯無料。</li> <li>市社会福祉協議会に業務委託。</li> </ul>	委託： 保守料 取付料 機器代等 設置予定 台数：410台	年度未設置見込台数：405台
		《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の対応等に必要としている高齢者世帯が多く、成果は順調に上がっている。</li> <li>声掛け、見守り、緊急時の相談や高齢者支援の観点から必要な事業であり引き続き実施する。</li> <li>耐用年数切れの機器交換や新システムへの移行などが今後の課題である。</li> </ul>		総合評価 (今後の方向性)  改善しながら継続
⑥	家族介護用品支給事業【1,853千円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護4又は5の認定を受けた高齢者を在宅で介護している市民税均等割のみ課税世帯に対し、介護用品購入券を交付。</li> <li>年間40枚を上限(1枚1,250円)。</li> </ul>	見込数：50人 扶助費： @1,250円 ×1,450枚 印刷製本： 40千円	利用見込数数：50人 利用枚数見込：1,394枚
		《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》 <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅介護者を抱える家族に対し、経済的負担の軽減を図る事業である。</li> <li>介護財源を活用した運用を検討し、介護事業を共に運営している構成市町との協議を行ったが、現状の条件での実施に留まる。</li> </ul>		総合評価 (今後の方向性)  現状のまま継続
⑦	家族介護慰労金支給事業【2,100千円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護4又は5の認定を受けた高齢者を自宅で介護している市民税非課税世帯に対し、月額5,000円を支給。</li> </ul>	扶助費： @5,000円× 35人×12ヵ月	支給見込数数：35人
		《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》 <ul style="list-style-type: none"> <li>低所得世帯にとって在宅介護にかかる経済的負担は大きいことから、負担軽減のための当該事業は必要である。</li> <li>本事業の制度を周知し、該当世帯への利用推進を図る。</li> </ul>		総合評価 (今後の方向性)  改善しながら継続

○事務費（郵便料）

431千円

## 5. 財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
51,302		38,800	7,709	4,793

【市債】 21款1項2目：高齢者生活支援サービス事業債 38,800

【その他】 20款5項3目：高齢者生活支援サービス事業納付金 7,709

# 事 業 説 明 書

3 款 1 項 6 目 13 事業

新規 ・ **継続** ・ 廃止

課所名 健康福祉部 社会福祉課

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実

(施策) 高齢者の暮らしを支える体制の充実

(基本事業) 高齢者生きがい活動の促進

<b>【事業名】</b> 敬老の日事業費 <b>【説明項目】</b> 敬老会、長寿祝金について														
<b>【26年度】</b>		<b>【25年度】</b>		<b>【増減額】</b>										
39,397 千円		38,116 千円		1,281 千円										
<b>1. 事業の目的</b> ○敬老会 市民が高齢者福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者の長寿を祝い、敬意と感謝の意を表することを目的とする。 ○長寿祝金 高齢者の長寿を祝い、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。														
<b>2. 事業の目標（数値目標）</b> 長年、地域社会に貢献してきた高齢者に対する市民の敬老意識の涵養を図るとともに、敬老会への参加を促し、高齢者の社会参加の機会を提供する。 ○敬老会 対象者17,206人 出席率30.0% ○長寿祝金 100歳28人 88歳716人														
<b>3. 事業の概要</b> ○敬老会 市内各地域の実行委員会（大曲地域は各地区社会福祉協議会）に委託し実施する。 全市統一で長寿祝金(88歳)や記念品を贈呈する他、懇親会、アトラクション等の内容は各実行委員会独自の計画に基づいて実施する。														
	委託料	参加者 @2,500×(5,162+160)人	13,305,000 円	委託料合計 17,707,400 円 <small>(実施後、実績に基づき精算)</small>										
		協力者及び準備経費	929,800 円											
		しおり、事務費等	3,422,600 円											
		バス借上料その他	50,000 円											
	記念品	対象者全員 @108×17,033人	1,839,564 円	敬老会合計 20,596,164 円										
		傘寿 @800×1,249人	999,200 円											
	事務費		50,000 円											
○長寿祝金 88歳は、年度内到達者に2万円を敬老会時に贈呈。100歳には誕生日に自宅（施設等）で贈呈（在宅20万円、施設入所者等10万円）する。														
	100歳	@200,000×20人	4,000,000 円	長寿祝金合計 18,800,000 円										
		@100,000×8人	800,000 円											
	88歳	@20,000×700人	14,000,000 円											
<b>4. これまでの成果と今後の方向性</b> 高齢者にとって、敬老会は地域の高齢者が一堂に会して交流を深め合える年に一度の機会であり、高齢者の楽しみの一つとなっている。それは、本事業が高齢者の生き甲斐の一つとなっていることを意味しており、心身の健康維持の動機付けとなっている側面もある。また、長寿祝金の支給については、それ自体が長寿高齢者への祝意の表現であると同時に、その高齢者を養護してきた家族への謝意の表現でもある。これらを通じて、市民の敬老意識と家族の繋がりを大切にする意識の涵養に資することができている。今後もこれらの事業実施に際して、市民の意識の推移に注目しつつ、改善を念頭に置きながら、継続していくべき事業と考えている。														
《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》 当面、敬老会対象者は増加していくが、参加者数は横ばい傾向で推移している。H25年度の出席率は28.58%と高い出席率とは言えないが、高齢者の生きがいと安心につながっている事業でもあり、一定の成果は得られていることから、事業実施にあたっては、できるだけ多くの高齢者が参加できるよう、機会を捉えて老人週間や敬老の日の事業の趣旨について周知・浸透を図っていく。				総合評価 (今後の方向性)  <b>改善しながら 継続</b>										
<b>5. 財源内訳</b> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">予算額</th> <th style="width: 20%;">国県支出金</th> <th style="width: 20%;">市債</th> <th style="width: 20%;">その他</th> <th style="width: 20%;">一般財源</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">39,397</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">39,397</td> </tr> </table>					予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源	39,397				39,397
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源										
39,397				39,397										

# 事 業 説 明 書

3 款 1 項 6 目 17 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 地域包括支援センター

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実

(施策) 高齢者の暮らしを支える体制の充実

(基本事業) 高齢者の生活支援サービスの充実

<b>【事業名】</b>	はり、灸、マッサージ施術費助成事業費		
<b>【説明項目】</b>	指定施術所で利用できる助成券の概要について		
<b>【26年度】</b>	7,470 千円	<b>【25年度】</b>	8,370 千円 <b>【増減額】</b> △ 900 千円

1. 事業の目的  
市内に居住する70歳以上の高齢者の健康保持及び増進を目的とする。

2. 事業の目標(数値目標)  
高齢者の健康保持、増進を推進するためにも、より多くの高齢者が当該事業を利用できるよう周知徹底を図り、利用向上に努める。  
(目標値)：交付者数 2,290人

3. 事業の概要

**■市が指定する施術所で利用可能な助成券を交付**

- ・ 対象者：市内に住所を有する70歳以上の高齢者。
- ・ 交 付：上記の要件に該当する者で、申請があった者に対し年間12枚を交付。
- ・ 助成額：施術助成券1枚につき800円の助成。
- ・ 施術所：はり、灸、マッサージの施術免許を有し、保健所に営業の届出をしている事業所で、市に施術所指定申請を行いその指定を受けた事業所(60施術所)。※医療保険が適用となる治療の場合には対象外。

**■利用状況(扶助費)** 単位：人、枚、円

項目	対象者数 (A)	交付者数 (B)	交付率 (B)/(A)	利用枚数 (C)	助成額 (D)	実績(予算)額 (C) × (D)
H24実績	22,307	1,844	8.3%	8,110	800	6,488,000
H25見込	23,880	2,014	8.4%	8,011		6,408,800
H26予算	23,880	2,290	9.6%	9,160		<b>7,328,000</b>

※ほか、印刷製本費142千円

※「H25見込」及び「H26予算」の対象者数(A)は、住民基本台帳(H25.10.30)の70歳以上の人数。  
 ※「H26予算」の「利用枚数(C)」は、H25の交付者に対する1人あたり平均利用枚数実績見込4枚(C/B)を「H26予算」の「交付者数(B)」に乗じて算出。

4. これまでの成果と今後の方向性

- ・ 保険適用外の施術費を助成することにより、高齢者の経済的負担の軽減と健康増進に寄与している。
- ・ これまでの利用状況に応じるため、H24年度に交付枚数を減らし対応を図った。
- ・ 後期高齢者医療広域連合特別対策補助金の対象であること、また、健康増進により介護予防の一端を担っていることから、今後も事業を継続する。

《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の健康保持と経済的負担の軽減が図られている点から、今後も継続必要な事業である。</li> <li>・ H24年度に交付枚数を減らすなどの改善を行った。</li> <li>・ 現状のまま継続して実施。</li> </ul>	総合評価 (今後の方向性)  <b>現状のまま継続</b>
--	--

5. 財源内訳 (単位：千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
7,470			3,973	3,497

【そ の 他】 20款5項3目：秋田県後期高齢者医療広域連合特別対策補助金

# 事 業 説 明 書

3 款 1 項 6 目 21 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 地域包括支援センター

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実

(施策) 高齢者の暮らしを支える体制の充実

(基本事業)

介護予防事業と介護保険事業の推進

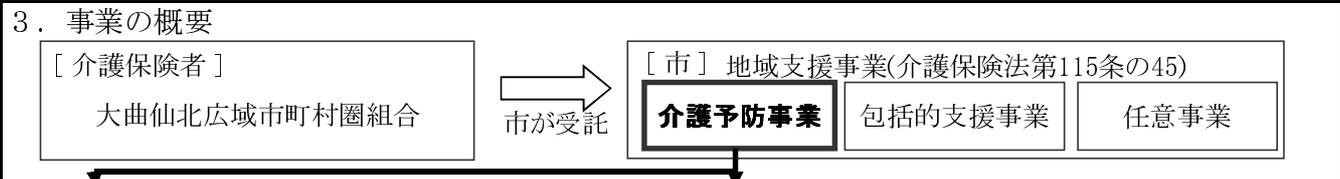
<b>【事業名】</b>	介護予防事業費				
<b>【説明項目】</b>	介護保険法における介護予防事業の概要について				
<b>【26年度】</b>	30,610 千円	<b>【25年度】</b>	29,570 千円	<b>【増減額】</b>	1,040 千円

**1. 事業の目的**

当該事業は、高齢者の要介護・要支援状態となることの予防を目的とする。  
 高齢者の心身の改善のみを目指すのではなく、生活機能全体の維持・向上を通じ、地域で生きがいのある生活を送ることができるよう支援する事業。

**2. 事業の目標（数値目標）**

介護予防事業における各事業の数値目標は、別添のとおり。



<p><b>■二次予防事業</b></p> <p><b>【対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護状態等となるおそれの高い高齢者</li> </ul> <p><b>【事業内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の把握</li> <li>・介護予防プログラムの実施</li> <li>・対象者、事業の評価</li> </ul> <p><b>【各種事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①二次予防事業対象者把握事業</li> <li>②通所型介護予防事業(まめまめ教室)</li> <li>③二次予防事業評価事業</li> </ul>	<p><b>■一次予防事業</b></p> <p><b>【対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者とその支援のための活動に関わる方</li> </ul> <p><b>【事業内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防に関する情報提供</li> <li>・ボランティア活動等を活用した介護予防活動</li> <li>・地域住民への場の提供等</li> </ul> <p><b>【各種事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">④まめまめ教室フォローアップ事業</li> <li style="width: 50%;">⑤介護予防いきいき隊養成事業</li> <li style="width: 50%;">⑥地域高齢者健康教室</li> <li style="width: 50%;">⑦介護予防講演会</li> <li style="width: 50%;">⑧生活管理指導員派遣事業</li> <li style="width: 50%;">⑨生活管理指導短期宿泊事業</li> <li style="width: 50%;">⑩出前講座</li> <li style="width: 50%;">⑪さわやか教室</li> <li style="width: 50%;">⑫ロコモ予防教室</li> <li style="width: 50%;">⑬はつらつ教室フォローアップ事業</li> </ul>
---	--

**4. これまでの成果と今後の方向性**

介護保険制度上に位置づけられた事業により今後も必要な事業である。  
 なお、各種事業における成果、今後の方向性は、別添のとおり。

《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》  各種事業ごとの事務評価見直しは、別添のとおり。	総合評価 (今後の方向性)  別添のとおり
---	--------------------------------

**5. 財源内訳** (単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
30,610			30,610	0

**【その他】**

20款4項1目：介護予防事業受託費	30,519
20款5項3目：生活管理指導員派遣事業納付金	76
20款5項3目：生活管理短期宿泊事業納付金	15

事業説明書関係資料(介護予防事業)

事業名	事業概要	事業の目標値等	H25実績見込等	積算等	H25事務事業評価の見直しと今後の方向性	総合評価等
① 二次予防事業対象者把握事業 【13,510千円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本チェックリストやアルブミン検査により、要支援状態等になるおそれのある二次予防事業対象者を把握。</li> <li>【基本チェックリスト】:25項目から構成される調査リストを配布し、回収する。</li> <li>【アルブミン検査】:特定健診及び後期高齢者健診を対象とした血液検査。 委託先:(財)秋田県総合保健事業団</li> <li>〔新規〕【高齢者実態分析業務】 :過去3年間の基本チェックリストをもとに、データの分析検証を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【基本チェックリスト】 介護認定者を除く65歳以上の高齢者の80%以上の実施を目標。</li> <li>【アルブミン検査】 市の健診が必要な人の40%以上の実施を目標。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【基本チェックリスト】 対象者:22,189人 実施者数:18,768人 実施率:84.6%</li> <li>【アルブミン検査】 対象者:11,733人 受診者:6,891人 受診率:58.7%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【基本チェックリスト】 委託: 4,208千円 ほか郵便料等</li> <li>【アルブミン検査】 1,112千円 委託: @139円×8,000人 ほか郵便料等</li> <li>【分析業務】 委託:1,026千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業が大きく改正されて、予防事業対象者が増えたこと、また、改正から3年目を迎えることから、過去3年のデータを分析検証し、予防事業へ反映するとともに、当該事業の実施方法等の見直しも併せて行う。</li> </ul>	改善しながら継続
② 通所型介護予防事業(まめまめ教室) 【9,840千円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>①で判定された二次予防事業対象者に対し、運動器の機能向上、口腔機能向上等のプログラムを提供。 委託先:ニチイ学館ほか2事業所。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防プログラムを提供し、生活機能の維持改善を図るため、年10ヶ所(大曲地域3ヶ所、その他地域各1ヶ所)の教室開催を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まめまめ教室</li> <li>実参加者数:101人</li> <li>延参加者数: 1,500人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託: @953,208円×10G ほか郵便料等 ※1G=10人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①における分析検証を現在の予防事業に反映させ、現事業の改善や新規事業の開拓など効果ある予防事業への展開を図る。</li> </ul>	改善しながら継続
③ 二次予防事業評価事業 【60千円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>二次予防事業の評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る。</li> <li>プロセス、アウトプット、アウトカム評価。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存事業の改善や新規事業の実施。</li> <li>目標値の設定は適さない。</li> </ul>	—	需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務事業評価の対象事業ではない。</li> </ul>	—

事業説明書関係資料(介護予防事業)

事業名	事業概要	事業の目標値等	H25実績見込等	積算等	H25事務事業評価の見直しと今後の方向性	総合評価等
④ まめまめ教室 フォローアップ事業 【1,102千円】	・前年度、②の事業参加者に対して継続的な支援を実施。 ・委託先:ニチイ学館ほか2事業所。	・②事業終了後も、継続的に実施できる環境づくりを目的として、前年度対象者100人を目標値とする。	・開催回数: 10G×2回 ・実参加者数:84人 ・延参加者数:138人	委託: @54,000円×10G ×2回 ほか郵便料等	・運動継続の必要性や参加者の集いとして、今後もより一層の効果が得られよう検討を行い、継続実施する。	改善しながら継続
⑤ 介護予防いきいき隊 養成事業 【218千円】	・講座の開催により、市の介護予防事業への協力や地域での自主的介護予防活動をサポートする人材(いきいき隊)を養成。 ・いきいき隊として、介護予防事業参加への促進。 ・いきいき隊を対象としたスキルアップ研修の開催。	・いきいき隊として年間20人以上の養成を目標とする。	・開催回数:3回 ・延参加者数:53人 ・スキルアップ:15人 ・養成講座:19人 ・登録者数:17人 ・累計登録者数: 2,655人	講師謝礼:137千円 ほか需用費等	・いきいき隊の実践的な活動のために、養成講座等のカリキュラムの検討が必要。 ・隊員同士の情報交換会等の機会を増やし、地域で取り組める介護予防についての意識づけを図る。	改善しながら継続
⑥ 地域高齢者健康教室 【2,868千円】	・各地域で健康教室を開催し、介護予防意識の向上、生活機能低下の防止を図る。 ・公民館、社会福祉協議会、健康増進センター事業と連携。 ・専門の臨時職員を雇用し、介護予防への自主的活動の推進や普及啓発を図る。	・当該事業の利用促進を図り、少しでも多くの市民の方に参加していただくことを目標とする。	・開催回数:50回 ・延参加者数: 1,000人	賃金:1,800千円 講師謝礼:269千円 ほか需用費等	・市民の介護予防意識の向上と地域での自主的な予防活動の推進のためには、専門知識のある人が継続的に介入する必要があり、健康運動指導士などの臨時職員を雇用するなど、新たな事業展開を図る。	改善しながら継続
⑦ 介護予防講演会 【312千円】	・介護予防知識や意識向上を図ることを目的に、介護予防講演会を開催。 ・7月開催予定。 ・テーマ:ロコモ予防 ※ロコモとは、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)の略。	・大曲市民会館等で大規模の講演会を開催し、300人以上の参加を目標とする。	・ロコモ予防講演会 (7/24 144人) 講師: 秋田大学教授 島田洋一氏	講師謝礼:150千円 ほか需用費等	・より多くの市民から参加していただくため、講演テーマ、開催時期、開催場所等を検討する。	改善しながら継続
⑧ 生活管理指導員派遣 事業 【762千円】	・要介護、要支援認定を受けていない非該当者に対し、生活管理指導員(ヘルパー)を一定期間派遣。 ・委託:訪問介護事業所へ。1回2,350円。 ・利用限度:週2回まで。 ・個人負担:1回235円。	・介護保険認定線上付近にいる非該当者の支援を目的とする。 ・目標値の設定は適さない。	・現時点で実績なし。	委託: @2,350円×54週×2 回×3人	・介護状態となることを予防する事業として、今後も継続的に実施する。	現状のまま継続
⑨ 生活管理指導短期 宿泊事業 【157千円】	・要介護、要支援認定を受けていない一定条件を満たした非該当者に対し、ショートステイサービスを提供。 ・委託:1回5,210円。 ・利用限度:宿泊期間月14日以内。 ・個人負担:1回521円。	・介護保険認定線上付近にいる非該当者の支援を目的とする。 ・目標値の設定は適さない。	・現時点で利用なし。	委託: @5,210円×30回	・介護状態となることを予防する事業として、今後も継続的に実施する。	現状のまま継続
⑩ 出前講座 【457千円】	・要望のあった地域団体に、介護予防に資する講師等を派遣し、介護予防に関する学習会を開催。	・当該事業の利用促進を図り、少しでも多くの市民の方に参加していただくことを目標とする。	・開催回数:50回 ・延参加者数: 1,000人	講師謝礼:270千円 ほか需用費等	・公民館事業との連携は図っているものの、更なる介護予防への機会を広げるため、老人クラブや生涯学習グループ等にも働きかけを行う。	改善しながら継続
⑪ さわやか教室 【491千円】	・介護予防と運動習慣継続の必要性に対する意識向上を図る。 ・健康運動指導士による教室の展開。	・運動継続の必要性を普及することを目的とする。 ・5ヶ所の継続実施のほか、3圏域に新規各1ヶ所の実施を目標とする。	・開催回数:16回 ・実参加者数:37人 ・延参加者数:240人	講師謝礼:340千円 ほか需用費等	・利用者からの好評価や、運動継続の必要性の普及効果を考慮した場合、今後も必要な事業であり、他地域への拡大を図る。	現状のまま継続
⑫ ロコモ予防教室 【458千円】	・日頃、運動器の衰えを感じている高齢者を対象に、改善を目指した個人プログラムを実施。 ・委託事業	・地域包括支援センター東部圏域での開催を目標とする。	・開催回数:10回 ・実参加者数:13人 ・延参加者数:106人	委託: @383,400円×1コース ※1コース (10人×10回)	・全国的に注目を集めているロコモ予防を取り入れた事業であり、実施から3年目を迎え、当該事業の拡大を図りつつ、事業の検証を行いながら改善に取り組む。	改善しながら継続
⑬ はつらつ教室 フォローアップ事業 【261千円】	・任意事業である認知症予防対策事業に参加された方を対象に、健康運動士による運動プログラムを実施。 ・継続支援3ヶ所、新規開催1ヶ所。	・25年度に実施した大川西根地区での開催と、それ以前に開催された地域での活動支援を目標とする。	・開催回数:6回 ・実参加者数:17人 ・延参加者数:88人	講師謝礼:180千円 ほか需用費等	・年度を重ねることで、当該事業の対象地区も増加するため、自主的に認知症予防に取り組めるサークルへ結びつけられるよう、支援体制の整備が必要である。	改善しながら継続
⑭ 介護予防普及啓発 事業 【54千円】	・TAKE10(テイクテン)プログラムの普及啓発による、パンフレットの作成。 ・TAKE10とは、「1日10分間の運動を数回と10の食品群を食べましょう」を目標とした予防プログラム。	・目標値の設定は適さない。	—	パンフレット作成費用:54千円	・事務事業評価の対象事業ではない。	—
⑮ 一次予防事業評価 事業 【60千円】	・一次予防事業の評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る。	・既存事業の改善や新規事業の実施。 ・目標値の設定は適さない。	—	—	・事務事業評価の対象事業ではない。	—

一次  
予  
防  
事  
業

# 事 業 説 明 書

3 款 1 項 6 目 22 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 地域包括支援センター

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実

(施策) 高齢者の暮らしを支える体制の充実

(基本事業)

介護予防事業と介護保険事業の推進

<b>【事業名】</b>	包括的支援事業・任意事業費				
<b>【説明項目】</b>	介護保険法における包括的支援事業及び任意事業の概要について				
<b>【26年度】</b>	27,879 千円	<b>【25年度】</b>	28,046 千円	<b>【増減額】</b>	△ 167 千円

**1. 事業の目的**  
 包括的支援事業は、地域住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を包括的に行うことを目的とする。  
 任意事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために必要な支援を行うことを目的とする。

**2. 事業の目標（数値目標）**  
 包括的支援事業及び任意事業における各事業の目標は別添のとおり。



- 包括的支援事業**
- 【各種業務】**
- ①介護予防ケアマネジメント業務
    - ・二次予防事業の対象者が要介護状態等となることを予防するために行う業務。
  - ②総合相談支援業務
    - ・地域におけるネットワークの構築。
    - ・高齢者やその家族の実態把握。
    - ・各種制度に関する情報提供や関係機関等への紹介等。
  - ③権利擁護業務
    - ・成年後見制度の活用促進。
    - ・高齢者虐待への対応。
    - ・消費者被害の防止等。
  - ④包括的、継続的ケアマネジメント支援業務
    - ・介護支援専門員に対する関係機関との連携と協力体制の整備。

- 任意事業**
- 【対 象】**
- ・被保険者、現に介護をしている家族等
- 【事業内容】**
- ・家族介護支援事業  
介護方法の指導や現に介護をする者への支援。
  - ・成年後見制度利用支援事業  
低所得高齢者の成年後見制度の申し立て費用に対する助成。
  - ・福祉用具住宅改修支援事業  
住宅改修の支給申請に必要な理由書の作成経費の助成。
  - ・地域自立生活支援事業  
高齢者が地域において自立した生活を継続させるための事業の実施。

**4. これまでの成果と今後の方向性**  
 介護保険制度上に位置づけられた事業により今後も必要な事業である。  
 なお、各種事業における成果、今後の方向性は、別添のとおり。

《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》  各種事業ごとの事務評価見直しは、別添のとおり。	総合評価 (今後の方向性)  別添のとおり
---	--------------------------------

**5. 財源内訳** (単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
27,879			27,879	

【そ の 他】 20款4項1目：包括的支援事業受託費 24,659  
 20款5項3目：配食サービス事業納付金 3,220

事業説明書関係資料(包括的支援事業・任意事業費)

事業名		事業概要	事業の目標値等	H25実績見込等	積算等	H25事務事業評価の見直しと今後の方向性	総合評価等
包括的支援事業費	① 介護予防ケアマネジメント事業【38千円】	・ 要支援、要介護に該当しない方の介護予防事業利用支援、相談、計画の作成。	・ 二次予防事業参加者を対象に介護予防のケアマネジメントを行う。 ・ 目標件数101件。	・ ケアマネジメント件数:101件	需用費: 図書代37,420円	・ 以前より、評価業務を簡略化することで、対象件数を増やし実施している。今後についても、よりよい評価業務のため、業務内容等を検討し継続実施する。	改善しながら継続
	② 総合相談支援事業/ ③ 権利擁護事業【502千円】	・ 高齢者やその家族の相談を受け適切なサービスにつなげる。 ・ 相談の内容によってサービスや制度に関する情報提供、関係機関への取次ぎを行う。	・ 高齢者やその家族に対する様々な相談対応等。 ・ 目標値の設定は適さない。	・ 延相談件数: 5,000件	講師報酬: 45,000円 職員研修旅費: 229,500円 ほか需用費等	・ 地域の高齢者の様々な相談に対応するため、各種機関との連携を図るとともに、職員個々の資質向上を図る。	改善しながら継続
	④ 包括的、継続的ケアマネジメント支援事業【164千円】	・ 介護支援専門員と関係機関との連携。 ・ 介護支援専門員が抱える支援、困難事例への指導、助言、情報提供の実施。 ・ ケアマネ学習会の開催。ケアマネ通信の発行。	・ 介護支援専門員を対象に学習会を実施。 ・ 目標値の設定は適さない。	・ 学習会、情報交換: 延参加者数240人 ・ ケアマネ通信: 月1回発行	講師報酬: 15,000円×2回 職員研修旅費: 52,020円×1人 ほか需用費等	・ 介護支援専門員の資質向上の取組みや情報提供、また、困難ケースへの支援等を実施するためにも、今後は、ネットワーク構築を含めた、よりよい支援体制の構築を図る。	改善しながら継続
	⑤ [新規]包括的支援業務【384千円】	・ 地域包括ケア推進のため、高齢者にかかわる医療、介護、福祉などの関係機関との連携強化を図る。 ・ 「多職種連携の会」の取組みに対する支援。	・ 年度内に多職種連携の会との共催による勉強会等の開催を目標とする。	—	講師報酬: 150,000円 ほか需用費等	・ 新規の取組みである。高齢者が住み慣れた地域で生活するためには、医療、介護、福祉など関係機関との連携が必要不可欠であり、今後、市としてもそれに対する支援を推進するものである。	新規
	⑥ 家族介護教室事業【240千円】	・ 適切な介護知識や技術を習得すること等を内容とした教室の開催。 ・ 社会福祉協議会へ委託。	・ 8地域での開催を目標とする。	・ 開催回数:8回 ・ 延参加人数:50人	委託料: @30,000円×8人	・ 参加者が固定化しつつある。 ・ 新規利用者を獲得するため、ケアマネ通信など居宅介護支援専門員の情報ツールを活用した事業周知を図る。	改善しながら継続
任意事業費	⑦ [名称変更]認知症予防対策事業(はつらつ教室)【377千円】	・ 【脳すっきり検査】→【タッチパネル検査】 認知症の早期発見や予防を目的にタッチパネルを使用した認知症の検査を実施。 ・ 【脳すっきり教室】→【予防教室】 適切な医療及び介護予防に結びつけるための教室。	・ タッチパネルの台数に制限があることから、年度1地域の開催を目指す。 ・ 西部圏域の1地域。 (フォローアップは大川西根地区)	・ タッチパネル検査 開催回数:4回 実参加者数:65人 ・ 予防教室 開催回数:12回 実参加者数:16人	講師謝礼: 169,000円 ほか需用費等	・ 検査に関しては、より多くの人に受けてもらえるよう周知するとともに、検査結果により受診が必要な方の受診確認が課題である。 ・ 「脳すっきり」という事業名に抵抗感を抱く可能性があることから、ネーミングを変更し、参加しやすい環境づくりの取組みを図った。	改善しながら継続
	⑧ 家族介護者交流事業【552千円】	・ 介護している家族を対象に、介護からの一時的な解放と心身のリフレッシュを図る。 ・ 社会福祉協議会へ委託。	・ 8地域での開催を目標とする。	・ 開催回数:8回 ・ 延参加者数:100人	委託料: @4,800円×115人	・ 参加者が固定化しつつある。 ・ 新規利用者を獲得するため、ケアマネ通信など居宅介護支援専門員の情報ツールを活用した事業周知を図る。	改善しながら継続
	⑨ 家族介護用品支給事業【4,473千円】	・ 要介護4又は5の高齢者を在宅介護してる非課税世帯に対し、介護用品券を交付。 ・ 年間40枚(1枚1,250円)。	・ 必要な人へ介護用品券を交付する。 ・ 目標値の設定は適さない。	・ 実利用者数:102人 ・ 利用枚数:3,200枚	扶助費: @1,250円× 3,500枚 ほか郵便料等	・ 在宅介護者を抱える家族に対し、経済的負担の軽減を図る事業である。 ・ 事業拡大のため、介護財源を共有している構成市町との協議を行ったが、現状の条件での実施に留まる。	現状のまま継続
	⑩ 高齢者実態把握事業【8,549千円】	・ 65歳以上の高齢者を対象に、実態把握を実施。 ・ 社会福祉協議会に委託。 ・ 1件につき1,000円	・ 5年で全ての高齢者の生活状況等を把握することを目標とする。 ・ 年間目標調査数:約6,500人。	・ 調査対象者数: 6,500人	委託料: @1,000円× 7,000件 ほか郵便料等	・ H23年度から災害時要援護者避難支援と連携し、5年で全対象者を調査できるよう実施中。 ・ 調査員も当該事業に順応しつつあり、事業の進捗具合も順調である。 ・ 地域によって調査員の確保に苦慮しているところもあり、人材の確保が今後の課題である。	改善しながら継続
	⑪ 配食サービス事業【9,691千円】	・ 調理が困難な高齢者等に対して、栄養バランスの摂れた食事を提供し、併せて安否確認を行う。 ・ 利用者負担:非課税世帯200円、課税世帯400円。 ・ 社会福祉協議会へ委託。	・ 調理困難や見守りが必要な高齢者に食事を提供する。 ・ 申請によるものであることから目標値の設定は適さない。	・ 実利用者数:280人 ・ 延利用回数: 13,500回	委託料: @650円× 14,300回 ほか郵便料等	・ H25年度の途中から、利用決定時に使用するアセスメントシートの改良を行い、適正な事業実施の取組みを図った。	現状のまま継続

事業説明書関係資料(包括的支援事業・任意事業費)

事業名		事業概要	事業の目標値等	H25実績見込等	積算等	H25事務事業評価の見直しと今後の方向性	総合評価等
包括的支援事業・任意事業費	⑫ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業【1,726千円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>まるこのひろば内にある高齢者相談所に生活援助員を派遣。</li> <li>住宅に居住する高齢者に対し、生活相談や軽微な日常生活の支援を提供。</li> <li>大仙親と子の総合支援センターに委託。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の生活相談等の実施。</li> <li>相談件数等により目標値を設定することは適さない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数:100件</li> </ul>	委託料: @790円×26日×7h×12カ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談や支援件数が向上している。</li> <li>今後は、当専門職員による勉強会等を開催し、相談員の資質向上を図る。</li> </ul>	改善しながら継続
	⑬ 認知症高齢者地域支援事業【91千円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の方を、家族や地域で見守っていくために、認知症に対する正しい知識を習得するための「認知症サポーター養成講座」を開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>随時養成講座を開催し、受講者250人を目標とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数:12回</li> <li>養成人数:300人</li> <li>養成人数累計:2,900人</li> </ul>	サポーターパッチ: @206円×100個 ほか郵便料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>サポーター数は2千人を超え、一定の目標は達成。</li> <li>今後、新たなサポーターを開拓するためにも、サポーターの講師役となる「キャラバンメイト」に対し、スキルアップ研修を開催する。</li> </ul>	改善しながら継続
	⑭ 成年後見制度利用支援事業【536千円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断能力が不十分で、経済的に成年後見制度を利用できない方を対象に、申し立て費用等を助成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この制度の周知徹底を図る。</li> <li>目標値の設定は適さない。</li> </ul>	—	報酬助成: @28,000円×12カ月 申立費用: 200,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が少ないことから、ケアマネジャー等が参加する権利擁護事業の研修会等において、当該事業の普及を図る。</li> </ul>	改善しながら継続
	⑮ 家族介護慰労事業【300千円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間介護給付を受けていない要介護4又は5の在宅高齢者を介護している非課税世帯に対し、10万円を支給。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険サービスの浸透により、当該事業の対象者は減少傾向であるものの、実績等を鑑み、年間3人の目標値を設定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者:1人</li> </ul>	扶助費: @100,000円×3人	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度の地域支援事業にある以上は、当該事業の利用を促進する。</li> <li>対象要件が類似している他の事業実施においても、当該事業に該当するかを配慮し、該当する場合は、積極的に勧奨を促す。</li> </ul>	改善しながら継続
	⑯ 住宅改修事業理由書作成手数料【20千円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修時に必要な理由書の作成手数料。</li> <li>1件につき2,000円。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住環境コーディネーター等に対し作成手数料を助成する。</li> <li>目標値の設定は適さない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者:1人</li> </ul>	手数料: @2,000円×10人	<ul style="list-style-type: none"> <li>理由書を作成できる居宅介護支援専門員がいない場合に対応するため、今後も継続必要な事業である。</li> </ul>	現状のまま継続
	⑰ 認知症高齢者家族支援事業【59千円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の方を介護する家族を対象に、悩み等を語り合える場の提供(たんぼぼの会)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より一層の参加を図るため、周知啓発を行う。目標値の設定は適さない。</li> <li>自主活動への展開を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数:6回</li> <li>実参加者数:12人</li> <li>延参加者数:40人</li> </ul>	講師謝礼: 15,000円 ほか需用費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、市が介入し事業を実施。今後は、自主活動への展開を図る。</li> </ul>	改善しながら継続
	⑱ 認知症啓発推進事業【177千円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症における早期発見・早期治療の重要性と認知症を正しく理解してもらうため、普及啓発を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館行事やイベント行事等でタッチパネル検査の体験を実施する。</li> <li>認知症ケア体制構築に向け、「認知症地域推進員」の育成を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数:10回</li> <li>参加者数:300人</li> </ul>	旅費:133,540円 ほか需用費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館事業等の連携と、市の認知症ケア体制の構築に向けた、職員の資質向上を図る。</li> </ul>	改善しながら継続



# 事業説明書

3 款 1 項 6 目 61 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 社会福祉課

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実

(施策) 高齢者の暮らしを支える体制の充実

(基本事業) 高齢者生きがい活動の促進

【事業名】 老人クラブ補助金																																					
【説明項目】 単位老人クラブ・市老人クラブ連合会への補助内容について																																					
【26年度】	12,696 千円 【25年度】 12,854 千円 【増減額】 △ 158 千円																																				
1. 事業の目的																																					
老人クラブ活動費の一部を助成して活動を活性化させ、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現に資することを目的とする。																																					
2. 事業の目標（数値目標）																																					
単位老人クラブ活動の活発化及び各地域老連並びに市老連事業の充実。 老人クラブ会員の生きがいや健康づくり事業等の普及拡大を図り、会員の増加に努める。 ・26年度の目標数値 174クラブ 7,200人																																					
3. 事業の概要																																					
◇老人クラブの活動に対する補助金の交付																																					
活動内容																																					
・生きがい活動（老人クラブ大会、文化祭等） ・ボランティア活動（清掃奉仕活動、見守り活動等） ・健康づくり活動（バレーボール大会、ゲートボール大会等） ・友愛活動（友愛訪問等）																																					
○単位クラブへの補助金																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>会員数</th> <th>基準額</th> <th>月数</th> <th>年額（円）</th> <th>クラブ数</th> <th>補助金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員15人未満</td> <td>3,350円/月</td> <td>12ヶ月</td> <td>40,200</td> <td>1クラブ</td> <td>40,200</td> </tr> <tr> <td>会員15人以上50人未満</td> <td>3,650円/月</td> <td>12ヶ月</td> <td>43,800</td> <td>111クラブ</td> <td>4,861,800</td> </tr> <tr> <td>会員50人以上</td> <td>4,450円/月</td> <td>12ヶ月</td> <td>53,400</td> <td>62クラブ</td> <td>3,310,800</td> </tr> <tr> <td>友愛活動</td> <td>6,300円</td> <td></td> <td></td> <td>174クラブ</td> <td>1,096,200</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><b>9,309,000</b></td> </tr> </tbody> </table>	会員数	基準額	月数	年額（円）	クラブ数	補助金額（円）	会員15人未満	3,350円/月	12ヶ月	40,200	1クラブ	40,200	会員15人以上50人未満	3,650円/月	12ヶ月	43,800	111クラブ	4,861,800	会員50人以上	4,450円/月	12ヶ月	53,400	62クラブ	3,310,800	友愛活動	6,300円			174クラブ	1,096,200	小計					<b>9,309,000</b>	
会員数	基準額	月数	年額（円）	クラブ数	補助金額（円）																																
会員15人未満	3,350円/月	12ヶ月	40,200	1クラブ	40,200																																
会員15人以上50人未満	3,650円/月	12ヶ月	43,800	111クラブ	4,861,800																																
会員50人以上	4,450円/月	12ヶ月	53,400	62クラブ	3,310,800																																
友愛活動	6,300円			174クラブ	1,096,200																																
小計					<b>9,309,000</b>																																
○市連合会への補助金																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準額</th> <th>内訳</th> <th>補助金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域老連割</td> <td>150,000円</td> <td>8 地域</td> <td>1,200,000</td> </tr> <tr> <td>単位クラブ数割</td> <td>7,000円</td> <td>174 クラブ</td> <td>1,218,000</td> </tr> <tr> <td>会員数割</td> <td>72円</td> <td>7,200 人</td> <td>518,400</td> </tr> <tr> <td>活動促進事業</td> <td>300,000円</td> <td></td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td>健康づくり・介護予防事業</td> <td>100,000円</td> <td></td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>友愛活動事業</td> <td>50,000円</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td></td> <td><b>3,386,400</b></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準額	内訳	補助金額（円）	地域老連割	150,000円	8 地域	1,200,000	単位クラブ数割	7,000円	174 クラブ	1,218,000	会員数割	72円	7,200 人	518,400	活動促進事業	300,000円		300,000	健康づくり・介護予防事業	100,000円		100,000	友愛活動事業	50,000円		50,000	小計			<b>3,386,400</b>	合計 <b>12,695,400円</b>				
項目	基準額	内訳	補助金額（円）																																		
地域老連割	150,000円	8 地域	1,200,000																																		
単位クラブ数割	7,000円	174 クラブ	1,218,000																																		
会員数割	72円	7,200 人	518,400																																		
活動促進事業	300,000円		300,000																																		
健康づくり・介護予防事業	100,000円		100,000																																		
友愛活動事業	50,000円		50,000																																		
小計			<b>3,386,400</b>																																		
4. これまでの成果と今後の方向性																																					
・高齢者の生きがいや健康づくりなどの老人クラブ活動は、介護予防にも繋がっている。今後は、減少傾向にあるクラブ会員の加入促進を図りながら、事業の充実と活動の活性化を図ることにより社会参加への参加を促していく。 ・事業の終期については、要綱に規定せず、単年度を終期とみなして実績を精査し、必要に応じて見直しを図る。																																					
《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》	総合評価 （今後の方向性）  現状のまま 継続																																				
・生きがいや健康づくりなどの活発な老人クラブ活動を展開。秋田県の自殺者の割合は、高齢者が一番多く、その中で、大仙市が昨年度より減少しているのは、老人クラブの友愛訪問活動による高齢者同士の見守り活動が功を奏しているものと思われる。 ・クラブ員の高齢化や若手クラブ員の加入不足により休会や廃止するクラブがある一方、新規設立するクラブもあり、今後は、老人クラブ会員の生きがいや健康づくり等の事業を普及拡大し、会員の増加に努め、明るい長寿社会の実現を目指していく。																																					
5. 財源内訳																																					
（単位：千円）																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予算額</th> <th>国県支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,696</td> <td>2,400</td> <td></td> <td></td> <td>10,296</td> </tr> </tbody> </table>	予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源	12,696	2,400			10,296																											
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源																																	
12,696	2,400			10,296																																	
【国県支出金】 15款2項2目：老人クラブ助成費補助金																																					

# 事業説明書

3 款 1 項 7 目 60/93事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 社会福祉課

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実

(施策) 介護予防事業と介護保険事業の推進

(基本事業) 介護サービス基盤の整備

**【事業名】** 法人立介護保険施設等補助金・法人立介護保険施設等貸付金

**【説明項目】** 大仙ふくし会への財政支援について

**【26年度】** 補助金123,220 千円 貸付金100,000 千円 **【25年度】** 補助金150,717 千円 貸付金140,000 千円 **【増減額】** △27,497 千円  
△40,000 千円

## 1. 事業の目的

市立介護保険施設とこれに併設されている施設の移譲を受けた社会福祉法人大仙ふくし会に対し、施設運営費と施設介護環境向上対策費を助成することにより、その経営の安定と施設介護環境の向上を図ることを目的とする。

運営費貸付金については、施設移譲に伴う当面の運転資金を貸付けすることにより、運営上の資金不足を補い、財政基盤の早期安定に資する。

## 2. 事業の目標（数値目標）

法人経営の早期安定に向けて、一般財源の抑制を図りながら引き続き必要な財政支援と指導を行っていく。

## 3. 事業の概要

移譲6施設に対する施設運営費補助事業及び施設介護環境向上対策費補助事業

◆補助交付団体：社会福祉法人大仙ふくし会 理事長 伊藤辰郎

### ■補助金・・・123,220千円

#### ①施設運営費補助事業

(単位：千円)

項目	H25当初	H26当初	主な理由
法人施設派遣職員等 人件費	110,066	89,275	派遣職員：71名（H25当初：93名）
初期電算導入経費	3,436	2,456	峰山荘・福寿園・幸寿園・八乙女荘の電算導入システム経費（複式会計移行のための経費 5年間）
計	113,502	91,731	△ 21,771

#### ②施設介護環境向上対策費補助事業

(単位：千円)

項目	H25当初	H26当初	主な理由
建物修繕	16,659	4,335	八乙女荘：トップライトドームガラス取替修繕 3,135 駐車場舗装工事 1,200
設備・備品修繕	7,248	3,192	福寿園：温水給湯ポンプ・配管取替修繕 1,108 桜寿苑：排煙窓修理 2,084
備品等更新	13,308	23,962	八乙女荘：ナースコール設備更新 3,448 幸寿園：スチムコンベクションオープン 2,104 桜寿苑：特殊浴槽更新 6,500 車両更新：愛幸園・桜寿苑（2台） 11,910
計	37,215	31,489	△ 5,726

#### ◆補助金比較

(単位：千円)

項目	H25当初	H26当初	備考
①+②	150,717	123,220	△ 27,497

### ■貸付金・・・100,000千円

八乙女荘：70,000千円 幸寿園：30,000千円

※運転資金に充てるため

4. これまでの成果と今後の方向性

- 施設環境向上補助金について、現行補助要綱では施設の譲渡後5年間は補助対象となるが、市の財政事情を勘案しながら、市が必要性を認め、これまでに手当てできなかったものについては、H29年度までに年次計画により計画的な財政支援を行う。
- 職員派遣期間終了のH29年度末までに、法人職員への移行などにより、派遣市職員の処遇完結を目指す。
- 貸付金について、法人の財政基盤も安定しつつあるが、経営状況を勘案し時限のH29年度より2年短いH27年度までを貸付ける想定としている。
- H24年度で移譲完了。  
愛幸園(H20)、桜寿苑(H21)、峰山荘(H22)、福寿園(H23)、八乙女荘(H24)、幸寿園(H24)

《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

○法人を設立し5年が経過し、法人自らの経営努力に加え、市の財政支援により財政基盤は安定してきており支援効果が確実に現れてきている。  
○H29年度で財政支援は終了するが、H30年度以降の自立運営を意識した備えも計画的に行われている。  
○H29年度まで財政支援していくとともに、支援終了後の経営が確立できるよう、助言・指導を継続して行っていく。

総合評価  
(今後の方向性)

改善しながら  
継続

5. 財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
補助金 123,220				123,220
貸付金 100,000			100,000	

【その他】 20款3項10目：法人立介護保険施設等貸付金元金収入

# 事業説明書

3 款 1 項 7 目 69 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 社会福祉課

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実

(施策) 介護予防事業と介護保険事業の推進

(基本事業) 介護サービス基盤の整備

<b>【事業名】</b>	峰山荘移転改築事業費補助金		
<b>【説明項目】</b>	社会福祉法人大仙ふくし会に対する財政支援について		
<b>【26年度】</b>	919,586 千円	<b>【25年度】</b>	0 千円 <b>【増減額】</b> 919,586 千円

## 1. 事業の目的

大仙市特別養護老人ホーム峰山荘移転改築事業費補助金交付要綱に基づき、峰山荘の移転改築事業費の一部を社会福祉法人に財政支援し、当該事業の円滑な実施を促すことにより、入所者の安全で快適な生活環境の整備に資することを目的とする。

## 2. 事業の目標（数値目標）

定員：特養80床→90床（内10床：個室）、短期2床→10床、全100床  
開所：平成27年4月予定 ※デイサービスセンター併設（新規）

## 3. 事業の概要

### ■法人立特別養護老人ホーム峰山荘移転改築事業の概要

**【経営主体】**：社会福祉法人大仙ふくし会  
**【構造面積】**：木造平屋建 4,351.5㎡（敷地面積：19,793㎡）  
**【総事業費】**：1,586,091千円  
**【発注予定】**：H26.2月

区分	項目	内 容	事業費 (千円)	年次別事業費(千円)		
				25年度実績見込	26年度	
全体事業費	本体工事費	建設工事費 ①	1,080,256	0	1,080,256	
		地中熱工事費 ②	372,816	103,814	269,002	
		小計(市補助金対象事業費①+②) ③	1,453,072	103,814	1,349,258	
	実施設計	本体工事費分(設計・工事監理含)	42,775	25,202	17,573	
		地中熱工事費分	10,244	10,244	0	
		小計 ④	53,019	35,446	17,573	
備品購入費	施設用備品購入費 ⑤	80,000		80,000		
		合計(③+④+⑤) ⑥	1,586,091	139,260	1,446,831	
財源内訳	国補助金 (事業主体へ 直接交付)	木造公共施設整備費補助金 ⑦	305,134	0	305,134	
		地中熱地域再生可能エネルギー熱導入促進事業 ⑧	172,600	48,062	124,538	
		小計 ⑨	477,734	48,062	429,672	
	実施設計分	木造公共施設整備費補助金	11,614	0	11,614	
		地中熱地域再生可能エネルギー熱導入促進事業	4,878	4,878	0	
		小計 ⑩	16,492	4,878	11,614	
			合計(⑨+⑩) ⑪	494,226	52,940	441,286
	市補助金	本体工事費分(①-⑦)	775,122	0	775,122	
		地中熱工事費分(②-⑧)	200,216	55,752	144,464	
		小計 ⑫	975,338	55,752	919,586	
	法人負担	本体工事費分	27,444	21,485	5,959	
地中熱工事費分		9,083	9,083	0		
備品購入費		80,000	0	80,000		
小計 ⑬		116,527	30,568	85,959		
		合計(⑪+⑫+⑬)	1,586,091	139,260	1,446,831	

**■市補助金 919,586千円 ※財源：峰山荘整備事業債**

## 4. これまでの成果と今後の方向性

■大仙ふくし会に移譲した峰山荘は築33年を経過し老朽化が進み、加えて地盤の脆弱化が想定以上に進行している。  
■峰山荘は「大仙市立介護保険施設法人化計画」に基づき22年4月に法人移譲したが、市の財政事情から移譲前に移転改築することが困難であったことを踏まえ、移転改築費の一部（事業実績額から国等の補助金確定額及び法人負担額を差し引いた額）を支援することとした。

### 《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

木造公共施設整備費補助金に関し、大幅に事業費が増額となり、これに伴い補助金も増額となった。変更交付決定（H26.1.15変更決定）がなされてからの事業着手が義務付けられているため時間を要し、結果としてH25とH26の事業量を変更することとなった。  
このことによりH25は地中熱工事のみとなり、本体工事についてはH26に繰り延べする。これに伴い、市の補助金についてもH25分を減額しH26で予算措置するものとする。

総合評価  
(今後の方向性)  
  
改善しながら  
継続

## 5. 財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
919,586		873,600		45,986

【市債】21款1項2目：峰山荘整備事業債

# 事 業 説 明 書

3 款 1 項 7 目 92 事業

新規 ・ **継続** ・ 廃止

課所名 健康福祉部 社会福祉課

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実

(施策) 介護予防事業と介護保険事業の推進

(基本事業) 介護サービス基盤の整備

<b>【事業名】</b> 老人デイサービス事業特別会計繰出金 <b>【説明項目】</b> デイサービス事業特別会計に対する繰出金について																												
<b>【26年度】</b>	21,573 千円	<b>【25年度】</b>	19,827 千円	<b>【増減額】</b>	1,746 千円																							
<b>1. 事業の目的</b> 介護が必要となった利用者が可能な限り在宅での生活を継続できるよう、日常生活に必要な支援及び機能訓練を行い、社会的孤立感の解消や心身機能の維持を図るとともに、家族の心身の負担軽減を図る。																												
<b>2. 事業の目標（数値目標）</b> ◎直営施設1施設に関する運営費に対する繰出金。 <b>【利用者実績及び見込】</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="4" style="text-align: center;">協和デイ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24実績</td> <td style="text-align: center;">2,976人</td> <td style="text-align: center;">(248人/月)</td> <td style="text-align: center;">12人/日</td> <td style="text-align: center;">49.4%</td> </tr> <tr> <td>H25見込</td> <td style="text-align: center;">2,821人</td> <td style="text-align: center;">(235人/月)</td> <td style="text-align: center;">12人/日</td> <td style="text-align: center;">46.8%</td> </tr> <tr> <td>H26見込</td> <td style="text-align: center;">2,580人</td> <td style="text-align: center;">(215人/月)</td> <td style="text-align: center;">10人/日</td> <td style="text-align: center;">42.8%</td> </tr> </tbody> </table> ※デイ年間開設日数：241日 ※延べ利用者数：6,025名						協和デイ				H24実績	2,976人	(248人/月)	12人/日	49.4%	H25見込	2,821人	(235人/月)	12人/日	46.8%	H26見込	2,580人	(215人/月)	10人/日	42.8%				
	協和デイ																											
H24実績	2,976人	(248人/月)	12人/日	49.4%																								
H25見込	2,821人	(235人/月)	12人/日	46.8%																								
H26見込	2,580人	(215人/月)	10人/日	42.8%																								
<b>3. 事業の概要</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■直営施設の維持管理費及び既法人施設の公債費</li> <li>■市社会福祉協議会へデイ事業を委託し、健康チェック、入浴、食事の提供、機能訓練、趣味活動の各種サービスを実施</li> </ul> ○デイサービス委託料：23,348千円（H25：23,191千円）  <b>【事業費及び繰出額の状況】</b> <span style="float: right;">(千円)</span> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>実施場所</th> <th>協和デ<sup>ィ</sup>イ<sup>ー</sup>ビ<sup>ィ</sup>センター</th> <th>社会福祉課・財政課</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施地域</td> <td>協和</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">公債費 (既法人施設含)</td> <td rowspan="4" style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td>平成12年4月</td> </tr> <tr> <td>入所定員</td> <td>25名</td> </tr> <tr> <td>24年度決算額(一財)</td> <td style="text-align: right;">36,728 <b>(9,432)</b></td> <td style="text-align: right;">11,700 <b>(11,700)</b></td> <td style="text-align: right;">48,428 <b>(21,132)</b></td> </tr> <tr> <td>25年度予算額(一財)</td> <td style="text-align: right;">37,757 <b>(7,730)</b></td> <td style="text-align: right;">12,101 <b>(12,097)</b></td> <td style="text-align: right;">49,858 <b>(19,827)</b></td> </tr> <tr> <td>26年度予算額(一財)</td> <td style="text-align: right;">39,132 <b>(9,477)</b></td> <td style="text-align: right;">12,100 <b>(12,096)</b></td> <td style="text-align: right;">51,232 <b>(21,573)</b></td> </tr> </tbody> </table>					実施場所	協和デ <sup>ィ</sup> イ <sup>ー</sup> ビ <sup>ィ</sup> センター	社会福祉課・財政課	合 計	実施地域	協和	公債費 (既法人施設含)		開設年月	平成12年4月	入所定員	25名	24年度決算額(一財)	36,728 <b>(9,432)</b>	11,700 <b>(11,700)</b>	48,428 <b>(21,132)</b>	25年度予算額(一財)	37,757 <b>(7,730)</b>	12,101 <b>(12,097)</b>	49,858 <b>(19,827)</b>	26年度予算額(一財)	39,132 <b>(9,477)</b>	12,100 <b>(12,096)</b>	51,232 <b>(21,573)</b>
実施場所	協和デ <sup>ィ</sup> イ <sup>ー</sup> ビ <sup>ィ</sup> センター	社会福祉課・財政課	合 計																									
実施地域	協和	公債費 (既法人施設含)																										
開設年月	平成12年4月																											
入所定員	25名																											
24年度決算額(一財)	36,728 <b>(9,432)</b>			11,700 <b>(11,700)</b>	48,428 <b>(21,132)</b>																							
25年度予算額(一財)	37,757 <b>(7,730)</b>	12,101 <b>(12,097)</b>	49,858 <b>(19,827)</b>																									
26年度予算額(一財)	39,132 <b>(9,477)</b>	12,100 <b>(12,096)</b>	51,232 <b>(21,573)</b>																									
<b>4. これまでの成果と今後の方向性</b> 平成27年度に開所予定の「特別養護老人ホーム峰山荘」においてもデイサービス事業を実施することから、同地域内での競争を避けるとともに、法人立デイ事業の利用率向上を図るため、開所に合わせ可能な限り利用者を含めて事業移行したい考えである。ことから平成26年度までの事業継続をもって市直営のデイサービス事業は廃止する。  《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">                     ○利用者の体調不良や入院等による利用者減、家庭の事情によるショート利用のニーズの増加が利用者の減に繋がっている。                      ○峰山荘デイ事業の開始と同時に市直営事業としては廃止するため、平成26年度中は現在の利用者の居場所を確保するため運営を継続する必要がある。                 </td> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">                     総合評価 (今後の方向性)                       改善しながら 継続                 </td> </tr> </table>					○利用者の体調不良や入院等による利用者減、家庭の事情によるショート利用のニーズの増加が利用者の減に繋がっている。 ○峰山荘デイ事業の開始と同時に市直営事業としては廃止するため、平成26年度中は現在の利用者の居場所を確保するため運営を継続する必要がある。	総合評価 (今後の方向性)  改善しながら 継続																						
○利用者の体調不良や入院等による利用者減、家庭の事情によるショート利用のニーズの増加が利用者の減に繋がっている。 ○峰山荘デイ事業の開始と同時に市直営事業としては廃止するため、平成26年度中は現在の利用者の居場所を確保するため運営を継続する必要がある。	総合評価 (今後の方向性)  改善しながら 継続																											
<b>5. 財源内訳</b> <span style="float: right;">(単位:千円)</span> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>予算額</th> <th>国県支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">21,573</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">21,573</td> </tr> </tbody> </table>					予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源	21,573				21,573														
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源																								
21,573				21,573																								

# 事 業 説 明 書

3 款 2 項 1 目 28 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 児童家庭課

(施策の大綱) 子育て支援の充実

(施策) 育児支援の充実

(基本事業) 経済的負担の軽減

【事業名】	子育て世帯臨時特例給付金支給事業費				
【説明項目】	子育て世帯臨時特例給付金支給事業の概要について				
【26年度】	79,000 千円	【25年度】	0 千円	【増減額】	79,000 千円

## 1. 事業の目的

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を実施するもの。(平成25年12月5日閣議決定による)

## 2. 事業の目標(数値目標)

対象児童一人当たり1万円支給する。

支給対象児童： 7,200名 (平成26年1月受給対象児童数により推定)

## 3. 事業の概要

### ○ 支給要件

基準日	平成26年1月1日		
支給対象者	基準日における平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であって、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの		
支給対象児童	支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童(臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等は除く)		
給付額	対象児童一人につき1万円 (児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金と同類の給付)		
実施方法	支給対象者からの申請を受け、審査後支給		
実施時期	平成26年度分の所得状況・臨時福祉給付金対象者が確定後、給付体制が整い次第早期に実施する予定		

### ○ 経費

支給児童数	7,200人(推定)		
支給対象者	4,700人(推定)		
予算内訳	給付金	7,200人×10千円＝	72,000 千円
	事務費	人件費、旅費、事務用品、システム改修費等	7,000 千円
	計		79,000 千円

## 4. これまでの成果と今後の方向性

- ・ 平成25年12月5日の閣議決定によるもの。
- ・ 全国で臨時的な給付措置として実施、平成26年度1回限りで支給するもの。

《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

総合評価  
(今後の方向性)

## 5. 財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
79,000	79,000			

【国県支出金】 14款2項2目 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金

# 事業説明書

3 款 2 項 2 目 10 事業

新規 ・ **継続** ・ 廃止

課所名 健康福祉部 児童家庭課

(施策の大綱) 子育て支援の充実

(施策) 児童健全育成の充実

(基本事業) 子ども同士の仲間づくり支援

<b>【事業名】</b> 児童館管理費 <b>【説明項目】</b> 児童館の管理運営について				
<b>【26年度】</b> 76,290 千円		<b>【25年度】</b> 49,894 千円		<b>【増減額】</b> 26,396 千円
<b>1. 事業の目的</b> 児童が安全に遊べる場の確保を図るとともに、児童の情操を豊かにし、かつ、体力の増進を図り、児童の健全育成に資することを目的とする。 なお、県単児童館は、地元自治会等と協議のうえ改修等を行い計画的に無償譲渡を進める。				
<b>2. 事業の目標（数値目標）</b> ○ 児童館（国庫、県単、市単）の管理運営と県単児童館の無償譲渡 国庫児童館 13館 … 施設を管理し、厚生員を配置して地域に応じた事業を実施 県単児童館 10館 … 施設の改修工事を行ない、地元自治会等へ無償譲渡を実施 市単児童館 1館 … 施設を管理し、地域児童等の利用を促進				
<b>3. 事業の概要</b> ○ 児童館 24 館の維持管理 施設維持費 12,747 千円 国庫児童館の児童厚生員賃金 20,659 千円 ○ 大曲地域児童館 18 館（国庫11、県単6、市単1）の業務委託（管理は市直営） 運営委員会への業務委託料 11,844 千円 ○ 工事費関係 無償譲渡関連事業（大曲6館、神岡3館） 28,640 千円 国庫児童館事業（南外1館） 2,400 千円				
<b>4. これまでの成果と今後の方向性</b> ・ 国庫及び市単児童館における児童の行事イベントについては従来どおり実施しており、児童の情操を豊かにし健康を増進するという目的はほぼ達成できている。 ・ 県単児童館については、計画的に地元自治会への説明会と施設改修を実施し無償譲渡を進めてきた。平成26年度を最終年度と設定し、年次計画表を年度ごとに見直し及び検討しながら、今後もスムーズに無償譲渡を進めていく。				
《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》 ・ 少子化が進み利用児童数は減少しているが、児童の安全を確保し児童館事業を実施している。 ・ 地元自治会や運営委員会と市が連携し、子どもたちが利用しやすい児童館事業を実施していく。				総合評価 （今後の方向性）  <b>改善しながら 継続</b>
<b>5. 財源内訳</b>				
（単位：千円）				
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
76,290				76,290

## 無償譲渡計画(H26当初)

地域		名称	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
大曲	1	もとき児童館							改修	譲渡		
	2	富士見町児童館							改修	譲渡		
	3	若竹児童館							改修	譲渡		
	4	木内児童館							改修	譲渡		
	5	中野児童館							改修	譲渡		
	6	中田児童館							改修	譲渡		
神岡	7	大浦児童館							改修	譲渡		
	8	駅向児童館							改修			譲渡
	9	上高野児童館							改修			譲渡
南外	10	揚北児童館							廃止	※施設の用途検討		
改修									9			
譲渡										7		2
廃止(改修なし)									1			

### 譲渡済み(改修済み)

大曲	1	上大戸町内会館	改修	21.4.1	(旧大戸児童館)							
	2	堅田いちょう会館	改修	22.4.1	(旧いちょう児童館)							
	3	町口会館	改修	22.4.1	(旧町口児童館)							
	4	余目会館		改修	23.4.1	(旧余り目児童館)						
	5	こがね会館			改修	24.4.1	(旧こがね児童館)					
	6	大川西根4区自治会館			改修	24.4.1	(旧鳥居児童館)					
	7	一本木会館			改修	24.4.1	(旧ふじのみ児童館)					
	8	小貫会館			改修	24.4.1	(旧おぬき児童館)					
	9	樋渡会館			改修	24.4.1	(旧樋渡児童館)					
	10	嶋児童館				改修	25.4.1					
	11	大花町会館					廃止	25.4.1	(旧大花町児童館)			
	12	子ども・若者総合相談					廃止	25.4.1 用途変更	(旧中通児童館)			
	13	伊岡児童館						改修	26.4.1			
神岡	14	関金自治会館			改修	23.4.1	(旧関金児童館)					
	15	戸月自治会館			改修	23.7.1	(旧戸月児童館)					
	16	高花児童館			改修	23.7.1						
	17	新道会館			改修	23.7.1	(旧新道児童館)					
	18	荒屋町内会館				改修	24.7.1	(旧荒屋児童館)				
南外	19	大西自治会館					改修	25.4.1	(旧西ノ又児童館)			
	20	及水自治会館					改修	25.4.1	(旧及位児童館)			
	21	木直会館					改修	25.4.1	(旧木直児童館)			
	22	落合会館					改修	25.4.1	(旧田中児童館)			
西仙北	23	浮島児童館		改修	22.4.1							
	24	強首児童館			改修	23.4.1						
仙北	25	下横堀会館					改修	25.4.1	(旧下横堀児童館)			
改修			1	3	6	6	6	1				
譲渡(H26は予定含む)				1	3	6	6	7	1			
廃止(改修なし)							2					

# 事 業 説 明 書

3 款 2 項 2 目 12 事業

新規 ・ **継続** ・ 廃止

課所名 健康福祉部 児童家庭課

(施策の大綱) 子育て支援の充実

(施策) 児童健全育成の充実

(基本事業) 子ども同士の仲間づくり支援

【事業名】 放課後児童クラブ管理運営費					
【説明項目】 放課後児童クラブの実施について					
【26年度】	132,847 千円	【25年度】	155,260 千円	【増減額】 △ 22,413 千円	
1. 事業の目的 保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図る。					
2. 事業の目標（数値目標） ○ 市全域 21カ所で実施 現在、市全体で 20 箇所設置しているが、大曲小学校区の利用児童が更に増加する見込みであるため、H26 年度から 1 箇所増設し、21 箇所で開催する。※花園児童クラブ					
3. 事業の概要 ○ 実施箇所					
		H25	H26年度(見込)		開設場所
地域	施設数	利用者	利用者	指導員	
大曲地域	14カ所	358人	383人	36人	大曲小学校(3)、桂児童センター、花館小学校、はびねす大仙、東大曲小学校、藤木小学校、大川西根小学校、四ツ屋公民館、内小友小学校、角間川小学校、日の出キッズクラブ、花園児童クラブ(H26.4.1～)
神岡地域	1カ所	53人	50人	4人	神岡福祉センター
西仙北地域	1カ所	54人	63人	4人	西仙北児童クラブ
中仙地域	1カ所	51人	55人	4人	八乙女児童クラブ
協和地域	1カ所	34人	43人	3人	協和小学校
南外地域	1カ所	22人	22人	3人	南外小学校
仙北地域	1カ所	50人	53人	3人	ひまわり児童クラブ※(H26.2～)
太田地域	1カ所	32人	40人	4人	太田ひがし幼稚園※(H26.4.1～)
合計	21カ所	654人	709人	61人	
○ 利用者負担金 月6,000円/人 (2人目以降半額、ひとり親家庭3,000円/人、生活保護世帯無料)					
4. これまでの成果と今後の方向性 ・ 利用希望児童が増加しており、共働き家庭の支援と児童の健全な育成に寄与している。 ・ 利用希望児童の増加が見込まれ、児童クラブの適正な規模を考慮し定員増加等の対応をする。 ・ 負担金の納付方法について、H25年度より口座振替を開始。					
《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》 ・ 共働きや祖父母も就労しているなど、児童の帰宅時に保護者等が不在であることが常態化している家庭が増加していることもあり、利用児童数が増加している。 ・ 特別支援の児童や気になる児童の利用も増えており、このような児童に対応するための適正な人員配置が必要。 ・ 待機児童が出ている児童クラブもあることから、待機者の解消や適切な開設場所の設定が必要。				総合評価 (今後の方向性)  改善しながら 継続	
5. 財源内訳 (単位:千円)					
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源	
132,847	35,191		43,686	53,970	
【国県支出金】 15款2項2目 : 地域児童健全育成推進事業費補助金 【その他】 20款5項3目 : 放課後児童クラブ会員負担金					

# 事業説明書

3 款 2 項 3 目 20 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 児童家庭課

(施策の大綱)子育て支援の充実

(施策)保育サービスの充実

(基本事業)多様なニーズに応じた保育の充実

<b>【事業名】</b> 乳幼児保育推進事業費 <b>【説明項目】</b> 途中入所に対応する保育士確保について																		
<b>【26年度】</b> 12,040 千円		<b>【25年度】</b> 0 千円		<b>【増減額】</b> 12,040 千円														
<b>1. 事業の目的</b> 乳幼児（0、1歳児）が年度途中で保育所へ入所することが困難な状況にあることから、いつでも受け入れできる状態を整え、子育て世帯の生活安定を図る。																		
<b>2. 事業の目標（数値目標）</b> ○ 確保する保育士数 <span style="float: right;">(単位：人)</span>																		
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保育士数</th> <th colspan="2">《参考》受入児童数 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期 (4/2～)</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">36</td> </tr> <tr> <td>中期 (9/1～)</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td>後期 (1/1～)</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> </tbody> </table>		区分	保育士数	《参考》受入児童数 ※		前期 (4/2～)	8	24	36	中期 (9/1～)	2	6	後期 (1/1～)	2	6	※0歳児で算出。 保育士1名につき、0歳児の場合3名（1歳児の場合6名）。
区分	保育士数	《参考》受入児童数 ※																
前期 (4/2～)	8	24	36															
中期 (9/1～)	2	6																
後期 (1/1～)	2	6																
<b>3. 事業の概要</b> ○ 乳幼児（0、1歳児）が年度途中で容易に保育所へ入所ができるよう、途中入所に備えた保育士（対応保育士）を確保することにより改善を図る。 ○ 対応保育士は、年度当初（年度途中まで）は児童の保育に就かないフリーな状態にしなければならないことから、運営費収入が見込めない期間の人件費を補助する。																		
入所時期、補助期間																		
対応保育士の区分		4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1					
前期対応 (4/2以降入所)		入所 (3ヵ月分補助)																
中期対応 (9/1以降入所)					入所 (6ヵ月分補助)													
後期対応 (1/1以降入所)								入所 (10ヵ月分補助)										
○ 補助基準等																		
・ 基準額		1人240千円/月額			※上限 (30歳の保育士の賃金、福利厚生費を基に設定)													
・ 対象経費		賃金、諸手当、福利厚生費																
<b>4. これまでの成果と今後の方向性</b> ・ 年間を通して保育所に入所できる状態を確保し、補助金は児童数の推移を見ながら見直す。																		
《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》										総合評価 (今後の方向性) 改善しながら 継続								
<b>5. 財源内訳</b>					(単位:千円)													
予算額		国県支出金		市債		その他		一般財源										
12,040				12,000				40										
【市 債】 21款1項2目：乳幼児保育推進事業債																		

# 事 業 説 明 書

3 款 2 項 3 目 61 事業

新規 ・ **継続** ・ 廃止

課所名 健康福祉部 児童家庭課

(施策の大綱) 子育て支援の充実

(施策) 保育サービスの充実

(基本事業) 多様なニーズに応じた保育の充実

【事業名】 法人立保育所補助金					
【説明項目】 法人立保育所への補助金について					
【26年度】	210,955 千円	【25年度】	242,417 千円	【増減額】 △ 31,462 千円	
1. 事業の目的					
良好な保育サービスを維持・継続しつつ、法人経営の安定化を図り、児童の福祉の向上に資する。					
2. 事業の目標（数値目標）					
○ 運営費負担金のほか、運営事業及び施設改修に係る補助金を法人に交付することにより、保育所運営の適正化を図り、児童福祉の向上を目指す。					
○ 法人化計画に基づいて順次保育園を法人化していることから、運営や保育に支障が生じないように保育所に市職員を派遣し、運営事務の適正化や保育の質の維持を図る。					
3. 事業の概要					
○ 大曲保育会、大空大仙、大仙ファミリーサポートの3法人に対する補助金。 <span style="float: right;">(単位:千円)</span>					
	補助事業の種類	(福)大曲保育会	(福)大空大仙	(福)大仙ファミリーサポート	合計
①	経営安定支援事業	4,027	13,305	648	17,980
②	通園バス運行事業	/	58,626	/	58,626
③	施設管理費	/	5,688	/	5,688
④	派遣人件費	/	113,436	/	113,436
⑤	電算導入費用	/	1,345	/	1,345
⑥	保育環境向上対策事業(備品)	/	4,244	/	4,244
⑦	保育環境向上対策事業(修繕)	/	9,274	/	9,274
⑧	AED設置事業	173	173	16	362
	計	4,200	206,091	664	210,955
※上記のうち⑥～⑦の内訳は、別紙のとおり					
4. これまでの成果と今後の方向性					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立保育所の法人化計画に基づく補助であり、法人の経営安定化に寄与している。</li> <li>・ H26年度は、おおた保育園・太田みなみ幼稚園の認定こども園化が予定されており、それらに伴う施設の改修等が必要である。</li> <li>・ 大空大仙への補助金のうち派遣人件費、施設管理費の助成は平成30年3月31日まで、施設整備事業は譲渡後5年までとしていることから、将来的な市の負担は減額される。</li> </ul>					
《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》 ・ 保育所を運営する法人事務局自体の財源は乏しく、安定して業務を行うためには、市の補助金は不可欠と考えられる。 ・ 施設の修繕や通園バス運行事業に対して補助することにより入所児童の処遇が向上し、民間ノウハウを活かした効率的な運営が実現できていると感じるが、実施する保育事業や経営方針の形態により補助金の内容を見直していく必要がある。 ・ 派遣職員の人件費や施設等の修繕経費への補助を規定した「大仙市社会福祉法人における保育所運営費補助金交付要綱」はH29年度を終期としているが、その他の補助金交付要綱は終期を設定していない。				総合評価 (今後の方向性)  改善しながら 継続	
5. 財源内訳 <span style="float: right;">(単位:千円)</span>					
	予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
	210,955				210,955

(別紙) 法人立保育所補助金について

⑥⑦内訳

	保育園名	内 容	補助金額
⑥ 保育環境向上対策事業 (備品)	おおた (認定こども園化)	哺乳瓶殺菌乾燥保管庫	350 千円
		遊具 (滑り台等大型遊具)	1,414 千円
		遊具 (乗用遊具)	330 千円
	南外	FFストーブ4台	512 千円
		食器洗浄機	1,638 千円
計			4,244 千円
⑦ 保育環境向上対策事業 (修繕)	おおた	未満児・職員トイレ改修工事	3,040 千円
		幼稚園舎エアコン設置工事	5,450 千円
	みつば	ウッドデッキ修繕	463 千円
	中仙西	ブランコチェーンベルト修繕	120 千円
	みどり(幼)	暖房循環ポンプ取替工事 (認定こども園)	201 千円
	計		

【補助事業の説明】

対象事業	説 明
経営安定支援事業	法人本部にかかる経費を補助
通園バス運行事業	通園バスを運行している園の人員費、燃料費、車両管理費等の経費分を補助 中仙東保育園、協和保育園、仙北南保育園、船岡保育園、みつば保育園、淀川保育園、すくすくだけっこ園、なかせんワイワイランド、つきの木こども園
施設管理費	保育単価に含まれる管理費と実際の管理費との差額分を補助
派遣人件費	保育単価に含まれる人件費と実際の人件費との差額分を補助
電算導入費用	法人化に伴う初期の電算導入費として算出された経費を補助
保育環境向上対策事業	市から無償譲渡された建物の修繕、設備・備品の修繕または更新にかかる経費を補助
施設整備事業	園の修繕、増改築にかかる経費を補助

# 事 業 説 明 書

3 款 3 項 2 目 80 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 生活支援課

(施策の大綱) 社会保障の促進

(施策) 生活保護

(基本事業) 相談業務の充実 自立支援の強化

<b>【事業名】</b> 生活扶助費等 <b>【説明項目】</b> 各扶助費、施設事務費及び中国残留邦人等に対する支援費について <b>【26年度】</b> 1,896,450千円 <b>【25年度】</b> 2,039,106千円 <b>【増減額】</b> △ 142,656千円																													
<b>1. 事業の目的</b> 生活に困窮している全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。また、中国残留邦人等に必要な支援給付を行い、円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立を支援することを目的とする。																													
<b>2. 事業の目標（数値目標）</b> 生活困窮者に対して適切な保護を実施すると共に、受給者の持つ可能性を発展させ自立した生活が送れるよう援助することを目標とする。就労開始者数（12月現在のH25年度開始者数32人）の増加および後発医薬品使用促進（H25.9月の後発医薬品を含む処方せん割合70.5%）を目指す。																													
<b>3. 事業の概要（別紙添付資料参照）</b> <b>(1) 保護の動向</b> 本市では平成24年9月をピークに、保護率、保護人員とも減少傾向が続いている。保護支出額でも平成25年度は平成24年度程度となる見込みであるが、これは保護人員等が減少してきていることも一因だが、入院者数が減少したことにより医療扶助費が予想を下回ったことが大きい。																													
<b>(2) 保護の種類</b> 個人または世帯単位に生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助を必要に応じて給付する。																													
<b>(3) 保護費および支援給付費</b> <b>【保護状況】</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25年度当初</th> <th>H25年度実績見込</th> <th>H26年度当初見込</th> <th>当初比較 (H26-H25)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護率 (年度平均)</td> <td>18.1 %</td> <td>16.8 %</td> <td>16.9 %</td> <td>△ 1.2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>保護世帯数</td> <td>1,109 世帯</td> <td>1,058 世帯</td> <td>1,067 世帯</td> <td>△ 42 世帯</td> </tr> <tr> <td>保護人員</td> <td>1,577 人</td> <td>1,445 人</td> <td>1,438 人</td> <td>△ 139 人</td> </tr> <tr> <td>扶助費</td> <td>2,030,815 千円</td> <td>1,934,803 千円</td> <td>1,888,172 千円</td> <td>△ 142,643 千円</td> </tr> </tbody> </table>						H25年度当初	H25年度実績見込	H26年度当初見込	当初比較 (H26-H25)	保護率 (年度平均)	18.1 %	16.8 %	16.9 %	△ 1.2 ポイント	保護世帯数	1,109 世帯	1,058 世帯	1,067 世帯	△ 42 世帯	保護人員	1,577 人	1,445 人	1,438 人	△ 139 人	扶助費	2,030,815 千円	1,934,803 千円	1,888,172 千円	△ 142,643 千円
	H25年度当初	H25年度実績見込	H26年度当初見込	当初比較 (H26-H25)																									
保護率 (年度平均)	18.1 %	16.8 %	16.9 %	△ 1.2 ポイント																									
保護世帯数	1,109 世帯	1,058 世帯	1,067 世帯	△ 42 世帯																									
保護人員	1,577 人	1,445 人	1,438 人	△ 139 人																									
扶助費	2,030,815 千円	1,934,803 千円	1,888,172 千円	△ 142,643 千円																									
<b>【支援給付状況】</b> 8,278千円（対前年当初△13千円） 支援世帯数 2世帯 支援人員 3人 平成20年度の事業開始時より人員等は増減なし。																													
<b>(4) 保護制度の見直しによる強化事項</b> <b>【就労支援の推進】</b> 相談体制の充実による他法他施策の活用や、就労支援体制の充実など、保護に至らないまたは保護を脱却するようハローワークとの連携など、さらなる体制強化を図る。<就労支援員（兼面接相談員）の雇用 2名> <b>【医療扶助費等の抑制】</b> レセプト点検を強化することによる医療扶助等の適正化やジェネリック医薬品の使用促進で医療扶助費等の抑制を図る。<レセプト点検員の雇用 2名>																													
<b>4. これまでの成果と今後の方向性</b> 全国的にも平成20年度のリーマンショック以降の急激な保護の伸びは抑制されてきている。本市は高齢化が進んでいることや景気の好転の効果がまだ顕著ではないことなどから、保護人員等が今後も減少するかは不確定であるが、自立に向けた就労支援や医療扶助費の抑制などは効果を上げている。今後も、関連法案の動向や労働市場の需給指数などに注視し、適切に保護を実施していく。																													
《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》 平成24年度以降保護人員は減少傾向にあり、平成25年度の保護費も平成24年度の実質決算額と大差ない見込みである。就労支援員兼面接相談員やレセプト点検職員の雇用により、引き続き就労支援や他法他施策の活用、医療扶助費の適正化などを実施していく。				総合評価 (今後の方向性)  現状のまま 継続																									
<b>5. 財源内訳</b> <div style="text-align: right;">(単位:千円)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予算額</th> <th>国県支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,896,450</td> <td>1,429,128</td> <td></td> <td></td> <td>467,322</td> </tr> <tr> <td><b>【国県支出金】</b></td> <td>14款1項1目：生活保護費負担金</td> <td>1,422,337</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>15款1項1目：生活保護費負担金</td> <td>6,791</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源	1,896,450	1,429,128			467,322	<b>【国県支出金】</b>	14款1項1目：生活保護費負担金	1,422,337				15款1項1目：生活保護費負担金	6,791							
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源																									
1,896,450	1,429,128			467,322																									
<b>【国県支出金】</b>	14款1項1目：生活保護費負担金	1,422,337																											
	15款1項1目：生活保護費負担金	6,791																											

(1) H26年度保護費等当初予算(千円)

H26.1.20現在

		H26当初 予算額	H25当初 予算額	増減	H25決算 見込	H24実績	H23実績	H22実績	H21実績	H20実績	H19実績
生活 保護費	生活扶助	647,647	691,995	△ 44,348	646,063	670,244	655,883	620,165	528,784	471,366	452,546
	住宅扶助	184,302	197,568	△ 13,266	178,258	183,525	167,325	156,917	130,219	113,672	109,091
	教育扶助	6,742	8,105	△ 1,363	6,703	10,420	9,079	8,792	7,317	4,277	4,373
	介護扶助	116,535	104,356	12,179	108,589	96,049	84,365	68,351	70,045	58,768	48,542
	医療扶助	864,515	960,000	△ 95,485	927,576	787,597	1,104,822	937,377	770,947	674,859	645,094
	出産扶助	420	323	97	177	478	691	413	341	290	176
	生業扶助	10,613	11,145	△ 532	9,695	10,067	9,104	8,720	6,284	4,077	4,253
	葬祭扶助	2,362	1,593	769	2,889	2,376	2,580	0	588	837	1,139
	施設事務費	55,036	55,730	△ 694	54,853	53,836	53,911	57,941	56,497	63,407	64,119
	合計	1,888,172	2,030,815	△ 142,643	1,934,803	1,814,592	2,087,760	1,858,676	1,571,022	1,391,553	1,329,333
支 援 給 付 費	生活支援	1,757	1,770	△ 13	1,765	1,773	1,766	1,876	1,723	477	
	住宅支援			0	0	0	0	122	234	82	
	医療扶助	6,521	6,521	0	6,204	5,319	4,965	3,988	709	189	
	合計	8,278	8,291	△ 13	7,969	7,092	6,731	5,986	2,666	748	
保護費等合計		1,896,450	2,039,106	△ 142,656	1,942,772	1,821,684	2,094,491	1,864,662	1,573,688	1,392,301	1,329,333

(注1) H23年度～H24年度より医療扶助費繰上払いあり。

◇H26年度当初予算方針

(注2) 支援給付はH20.10月より実施。

・生活保護費

概況

平成24年度以降、保護人員、保護率、保護費いずれも減少傾向。

平成26年度当初は平成25年度当初より減額し、扶助別の要因により平成25年度決算見込額程度とする。

扶助別等

生活扶助費

平成25年8月の生活扶助基準改定により減額となるが、平成26年4月からの消費税増税に対する簡素な給付処置と同程度の生活扶助費基準改定を見越しこの分を増額する。結果的に平成25年度決算見込額程度とする。

介護扶助費

年々増加しており、平成25年度決算見込額に増加率を乗じたものとする。

出産扶助費

国保の出産一時金限度額とする。

生業扶助費

就労活動支援費を上乗せする。

施設事務費

年間入所者の予想により算出する。

・支援給付費

支援給付別

生活支援費

平成25年8月の基準改定額を反映。

医療支援費

高齢化に伴い体調の悪化が懸念されるため医療支援費は平成25年度当初並みを保持する。

(2) 平成18年度以降の年間平均(保護率、保護世帯数、保護人員)の推移及び予測値

	H26見込	H25見込	H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18
保護率(%)	16.9	16.8	16.6	15.1	14.0	12.0	10.7	9.9	9.0
保護世帯数(世帯)	1,067	1,058	1,039	980	935	814	739	694	648
保護人員(人)	1,438	1,445	1,450	1,340	1,251	1,082	973	918	852
基準人口(人)	85,127	86,175	87,259	88,538	89,397				

(3) 就労支援状況

(人)

	H26年度目標	H25.12月現在	H24実績	H23実績
就労支援対象者	54	54	78	32
就労支援要請者	30	34	31	16
うち就労開始者	30	32	29	16
就労開始による廃止者	10	8	6	4

(4) 処方箋への後発医薬品調剤状況

(件)

	H26年度目標	H25.9月	H25.4月	H24.3月
処方せん件数(1ヶ月)	1,040	1,041	1,057	1,022
うち後発医薬品を含む件数	750	734	729	649
同割合(%)	72.1	70.5	69.0	63.5

# 事 業 説 明 書

4 款 1 項 1 目 60 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 健康増進センター

(施策の大綱) 保健・医療の充実

(施策) 地域医療体制の充実

(基本事業) 医療機能の強化

<b>【事業名】</b> 救急医療運営支援事業費																																	
<b>【説明項目】</b> 厚生連病院に対する特別交付税措置による財政支援																																	
<b>【26年度】</b> 47,000 千円	<b>【25年度】</b> 0 千円 <b>【増減額】</b> 47,000 千円																																
<b>1. 事業の目的</b>																																	
特別交付税措置を活用して不採算地区病院や救急医療センター、小児医療などの医療機能を実施する公的病院等に対し支援を行うことにより、市民が安全に安心できる医療環境を維持する。																																	
<b>2. 事業の目標（数値目標）</b>																																	
平成26年5月開院予定の地域中核病院である大曲厚生医療センター（現、仙北組合総合病院）へ支援することにより救急医療体制の強化、医療器機の整備の充実を図る。																																	
<b>3. 事業の概要</b>																																	
◆公的病院等への助成に対する交付税措置 地域において必要とされる不採算医療等の機能を担う公的病院等に対し、地方公共団体が助成を行った場合に、公的病院に準じた交付税措置を実施している。＜公的病院等に厚生連が含まれる＞ 対象となる地方公共団体が「公立病院を有していない市町村であって公的病院等に助成した市町村」とされていたが、平成23年度からは「公的病院等に助成を行っている全ての都道府県及び市町村」と制度改正がなされた																																	
◆秋田県厚生連への支援状況 平成25年7月、秋田県厚生連代表理事理事長より「特別交付税措置に基づく救急医療等の運営に対する財政支援の要望」が提出され、県内の秋田県厚生連病院の関係市町村においても、それぞれ特別交付税措置による支援を実施しており、支援した市町村においては、これまで支援した額全額が、特別交付税で措置されているとの報告を受けた。																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>病院名</th> <th>かづの</th> <th>山本</th> <th>秋田</th> <th colspan="2">由利</th> <th>平鹿</th> <th>雄勝</th> </tr> <tr> <th>開始年</th> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H25</td> <td>H22</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <th>市町村名</th> <td>鹿角市、小坂町</td> <td>能代市、藤里町 三種町、八峰町</td> <td>秋田市、男鹿市 潟上市</td> <td>由利本荘市</td> <td>にかほ市</td> <td>横手市</td> <td>湯沢市</td> </tr> </table>		病院名	かづの	山本	秋田	由利		平鹿	雄勝	開始年	H24	H25	H25	H22	H24	H25	H22	市町村名	鹿角市、小坂町	能代市、藤里町 三種町、八峰町	秋田市、男鹿市 潟上市	由利本荘市	にかほ市	横手市	湯沢市								
病院名	かづの	山本	秋田	由利		平鹿	雄勝																										
開始年	H24	H25	H25	H22	H24	H25	H22																										
市町村名	鹿角市、小坂町	能代市、藤里町 三種町、八峰町	秋田市、男鹿市 潟上市	由利本荘市	にかほ市	横手市	湯沢市																										
◆2市1町の大曲厚生医療センターへの支援 平成25年11月、病院への特別交付税措置による支援について、大仙市・仙北市・美郷町による協議を行い、2市1町がそれぞれ特別交付税措置による支援を行うこと、支援の額は支援の限度額の3/4、特別交付税制度による措置を前提とするなどを確認した。なお、2市1町の支援の割合は、平等割5%、救急患者取扱（平成22年度から平成24年度）95%とした。																																	
(1) 支援項目 <span style="float: right;">(単位:千円)</span>																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>専用病床数</th> <th>1床当り単価</th> <th>加算額</th> <th>計(A)</th> <th>県救急運営費補助(特交対象)(B)</th> <th>市町村支援限度額(A-B)=C</th> <th>支援の額(C×3/4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急医療</td> <td>30</td> <td>1,697</td> <td>32,900</td> <td>83,810</td> <td>25,268</td> <td>58,542</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小児医療</td> <td>20</td> <td>1,319</td> <td>—</td> <td>26,380</td> <td>0</td> <td>26,380</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>110,190</td> <td>25,268</td> <td>84,922</td> <td>63,692</td> </tr> </tbody> </table>		区分	専用病床数	1床当り単価	加算額	計(A)	県救急運営費補助(特交対象)(B)	市町村支援限度額(A-B)=C	支援の額(C×3/4)	救急医療	30	1,697	32,900	83,810	25,268	58,542	—	小児医療	20	1,319	—	26,380	0	26,380	—	合計	50	—	—	110,190	25,268	84,922	63,692
区分	専用病床数	1床当り単価	加算額	計(A)	県救急運営費補助(特交対象)(B)	市町村支援限度額(A-B)=C	支援の額(C×3/4)																										
救急医療	30	1,697	32,900	83,810	25,268	58,542	—																										
小児医療	20	1,319	—	26,380	0	26,380	—																										
合計	50	—	—	110,190	25,268	84,922	63,692																										
(2) 支援額																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>市・町名</th> <th>平等割(5%)</th> <th>救急患者率割(95%)</th> <th>計(%)</th> <th>支援額(千円)</th> <th>救急患者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大仙市</td> <td>1.6668</td> <td>72.2474</td> <td>73.9142</td> <td>47,000</td> <td>41,025</td> </tr> <tr> <td>仙北市</td> <td>1.6666</td> <td>9.8706</td> <td>11.5372</td> <td>7,300</td> <td>5,605</td> </tr> <tr> <td>美郷町</td> <td>1.6666</td> <td>12.8820</td> <td>14.5486</td> <td>9,200</td> <td>7,315</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5.0000</td> <td>95.0000</td> <td>100.0000</td> <td>63,500</td> <td>53,945</td> </tr> </tbody> </table>		市・町名	平等割(5%)	救急患者率割(95%)	計(%)	支援額(千円)	救急患者数(人)	大仙市	1.6668	72.2474	73.9142	47,000	41,025	仙北市	1.6666	9.8706	11.5372	7,300	5,605	美郷町	1.6666	12.8820	14.5486	9,200	7,315	計	5.0000	95.0000	100.0000	63,500	53,945		
市・町名	平等割(5%)	救急患者率割(95%)	計(%)	支援額(千円)	救急患者数(人)																												
大仙市	1.6668	72.2474	73.9142	47,000	41,025																												
仙北市	1.6666	9.8706	11.5372	7,300	5,605																												
美郷町	1.6666	12.8820	14.5486	9,200	7,315																												
計	5.0000	95.0000	100.0000	63,500	53,945																												
<b>4. これまでの成果と今後の方向性</b>																																	
厚生連病院に対する特別交付税措置による財政支援は5カ年(平成26年度から平成30年度)間とし、それ以降については、その時点の秋田県厚生連の財政状況等を勘案し、2市1町で協議する。また、特別交付税制度に変化がある場合も、2市1町で協議することとしている。																																	
《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》																																	
総合評価 (今後の方向性)																																	
<b>5. 財源内訳</b>																																	
(単位:千円)																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>予算額</th> <th>国県支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> <tr> <td>47,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>47,000</td> </tr> </table>		予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源	47,000				47,000																						
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源																													
47,000				47,000																													

# 事業説明書

4 款 1 項 1 目 61 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 健康増進センター

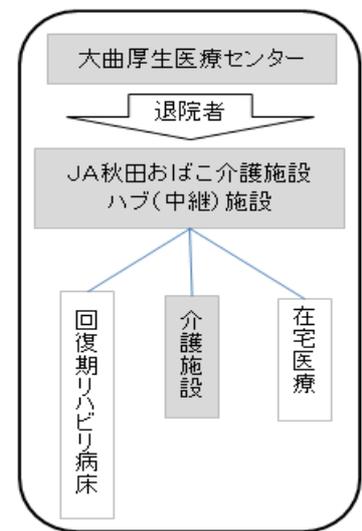
(施策の大綱) 保健・医療の充実

(施策) 地域医療体制の充実

(基本事業) 医療機能の強化

<b>【事業名】</b> 地域中核病院連携施設支援事業費				
<b>【説明項目】</b> 地域中核病院との連携・協力を推進する福祉施設に対する財政支援				
<b>【26年度】</b> 10,000 千円		<b>【25年度】</b> 0 千円		<b>【増減額】</b> 10,000 千円
<b>1. 事業の目的</b>				
主に急性期を担う大曲厚生医療センター(現、仙北組合総合病院)から退院する高齢者を優先的に受け入れる高齢者福祉施設を支援することにより、大曲通町地区第一種市街地再開発事業の目的である、「医療・福祉・健康・交通など生活基盤の整備による高齢者社会に対応した機能的で利便性の高い中心市街地」の実現を図る。				
<b>2. 事業の目標 (数値目標)</b>				
地域中核病院としての機能役割が存分に発揮できるように、ハブ(中継)機能を有する高齢者福祉施設に病院からの入所と常に受入可能な床を確保する。				
<b>3. 事業の概要</b>				
◆地域医療再生計画				
<p>中核病院の機能強化を図ると共に、圏域内の病院の機能分化や連携により、急性期から回復期、そして在宅まで切れ目のない医療提供体制を確立することを目指す。また、増加する高齢者や要介護者に配慮した在宅医療体制を整備し、満足度の高い医療・介護サービスの実現を図る。</p>				
◆再開発区域の関連施設				
◇大曲厚生医療センター 地域住民に将来にわたり、急性期医療を中心とした医療を効率的に提供し、脳血管疾患やがん治療等の高度専門医療の充実を図る病院施設。				
◇JA秋田おばこ短期入所生活介護施設 定員40床のショートステイ、病院と通路で結ばれた高齢者福祉施設。				
◆地域医療再生計画の地域医療連携				
急性期病院から回復期病院や関連施設あるいは在宅医療等への橋渡しを医療の質を落とすことなくスムーズに進める。新病院は、地域医療連携室機能を強化し、各医療機関や地元医師会と積極的な連携を図る。				
新介護施設は、一般病床の平均在院日数が短縮が予想される新病院を退院した高齢者を受入、その後リハビリ病院、介護施設、在宅などへ連携を図るハブ施設(中継施設)としての役割も担う。病院からの受入を定員の6割(24床)以上を目指し、常に4床は受入可能な状態で確保しておく。連絡通路を活用した病院と介護施設の連携、協力を積極的に推進する。				
具体的な受入体制・方針について、現在病院とJAで協議を進めている。				
◆JA秋田おばこへの支援				
(1)支援の考え方 稼働できる床を大曲厚生医療センターからの退院者を受入れるため確保している分について、地域医療を支援する観点から市とJA秋田おばこで医療連携の機能が定着するまでの期間を負担する。				
(2)支援の額 1床あたりの年間収益見込みは5,300千円、補助率を1/2とする。 5,300千円×4床×50%=10,600千円(10,000千円上限)				
<b>4. これまでの成果と今後の方向性</b>				
大曲通町地区市街地再開発事業を進める中で、市では、急性期医療を主とした新病院から退院する高齢者等の一時的な受入機能を持つ高齢者福祉施設を新病院からの協力を得ながら設置する想定をしていた。厚生連や仙北組合病院では、新病院からの退院者受入機能を持つ施設をJA秋田おばこが運営するのであれば、同系列の団体であることから病院が全面的なバックアップを行うとの意見があったことから、高齢者福祉施設をJA秋田おばこが運営することとして、市の負担軽減を図った。大仙・仙北二次医療圏の「地域医療再生計画」が進められる中、医療機能の強化と役割分担の明確化や医療連携の推進が機能するまでの期間(5年を目処)、支援を継続するものである。				
《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》				総合評価 (今後の方向性)
<b>5. 財源内訳</b>				
(単位:千円)				
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
10,000				10,000

地域連携クリティカルパス  
(介護ネットワーク)



# 事 業 説 明 書

4 款 1 項 4 目 12 事業

新規 ・ **継続** ・ 廃止

課所名 健康福祉部 健康増進センター

(施策の大綱) 保健・医療の充実

(施策) 病気の予防と健康の維持・増進

(基本事業) 感染症予防対策の充実

<b>【事業名】</b>	予防接種経費				
<b>【説明項目】</b>	乳幼児・児童・生徒及び高齢者への予防接種について				
<b>【26年度】</b>	158,906 千円	<b>【25年度】</b>	105,825 千円	<b>【増減額】</b>	53,081 千円

## 1. 事業の目的

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、定められた時期において予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進を図る。

## 2. 事業の目標（数値目標）

予防接種に関する知識と啓発を図りながら、法により規定された接種対象者へ勧奨を行い、接種率の向上を図る。

## 3. 事業の概要

### ■ 乳幼児及び児童・生徒の定期予防接種（全額公費負担）

**事業費：138,096千円**

委託先：秋田県医師会 平成25年度より秋田県広域予防接種事業の開始で、県内の実施医療機関で接種可能となる。  
平成25年度より、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチンは定期予防接種となる。

予防接種の種類	対象年齢	回数	対象者数	延対象者数	H24年度接種者数
四種混合	生後3～90か月に至るまで *H24.11.1より開始	4	/	2,233	507
三種混合	生後3～90か月未満	4	/	133	1,669
二種混合	11～12歳（小学6年）	1	627	/	637
不活化ポリオ	生後3～90か月未満 *H24.9.1より開始	4	/	266	1,422
麻しん風しん	1期：生後12～24か月に至るまで 2期：5歳以上7歳未満	1	1,140	/	1,139
日本脳炎	1期：生後6～90か月未満 2期：9～13歳未満 特例措置：H7.4.2～H19.4.1生まれ(未接種分の回数)	4	/	4,465	3,894
B C G	生後1歳に至るまで	1	570	/	511
ヒブ	生後2か月～60か月に至るまで	4	/	2,233	2,055
小児用肺炎球菌	生後2か月～60か月に至るまで	4	/	2,233	2,139
子宮頸がん予防	中学1年～高1女子	3	/	804	1,236
その他	麻しん単独、風しん単独、特別予防接種（定期全般）		/	31	1

### ■ 高齢者インフルエンザ予防接種

**事業費：20,810千円**

委託先：秋田県医師会 [個別接種] 1,200円補助（ただし生活保護世帯の対象者は接種料金の全額補助）  
対象者：65歳以上、60歳以上65歳未満で慢性高度心・肺・腎機能等不全の障がい（身障1級または同程度）を持つ者  
対象：30,393人中 接種見込み16,500人（生活保護世帯対象者350人含む）

## 4. これまでの成果と今後の方向性

- ・ 予防接種の実施により、免疫効果を高め疾病の重症化や感染のまん延防止の本事業は有効である。
- ・ 未接種者に対しては、広報・ポスター等での周知と接種勧奨及び乳幼児健診時の個別勧奨、さらに必要に応じて電話・通知等で再勧奨を実施する。

### 《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

- ・ 予防接種は、感染症の予防上の観点から効果は大きく、接種率の向上に努める。
- ・ 子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年6月14日付の厚生労働省からの「積極的な接種勧奨の差し控え」の通知により、積極的な勧奨の差し控えと、有効性とリスク等を十分に説明した上で接種するよう周知したため接種者数は減少傾向にある。
- ・ 特別な疾患により適年年齢に接種できない場合については、個々に応じた接種スケジュールの調整を図りながら個別勧奨に努める。
- ・ まれに重篤な健康被害の発生により接種しないこともありうるため、実施医療機関との連携を図り、安全にかつ適時に応じた接種ができるよう情報共有に努める。

総合評価  
(今後の方向性)

改善しながら  
継続

## 5. 財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
158,906				158,906

# 事 業 説 明 書

4 款 1 項 4 目 17 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 健康増進センター

(施策の大綱) 保健・医療の充実

(施策) 病気予防と健康の維持・増進

(基本事業) 感染症予防対策の充実

<b>【事業名】</b>	風しん予防接種（任意）助成事業費		
<b>【説明項目】</b>	風しん抗体検査費及び任意予防接種費の助成について		
<b>【26年度】</b>	4,077 千円	<b>【25年度】</b>	0 千円 <b>【増減額】</b>
			4,077 千円
<b>1. 事業の目的</b>			
先天性風しん症候群の予防のため、風しん抗体検査費（血液検査）と予防接種費を全額助成し、将来において安心して妊娠・出産できる環境づくりに努める。			
<b>2. 事業の目標（数値目標）</b>			
風しんに関する知識の啓発を図り、抗体検査及び予防接種の促進を図る。			
<b>3. 事業の概要</b>			

風しんに対する免疫を持たない女性が、妊娠中（特に妊娠初期）に風しんに感染することにより、胎児が『先天性風しん症候群』にかかる恐れがあることから、抗体検査経費及び予防接種経費を助成し、風しんへの感染を予防するとともに、将来に向けて安心して妊娠・出産できるように予防接種（任意）の推奨を図る。

※先天性風しん症候群：白内障、先天性心疾患、難聴等

<b>対象者</b>	抗体検査日及び接種日において大仙市に住民登録がある方で次のいずれかに該当する者 (1) 妊娠を希望する女性（抗体検査歴・接種歴・既往歴のある者を除く） (2) 風しんの抗体価が不十分な妊婦の夫（抗体検査歴・接種歴・既往歴のある者を除く）				
<b>助成期間</b>	平成26年4月1日～平成27年3月31日				
<b>委託先</b>	大曲仙北医師会（市内協力医療機関） ※原則、風しん抗体検査及び予防接種を受ける医療機関は、同一とする。				
<b>助成額</b>	○抗体検査費用（自己負担分）全額				
	○接種費用（自己負担分）全額				
	単位：人、円				
	区 分	単価（見込）A	妊娠を希望す B	抗体が不十分 C	助成額 A×(B+C)
	抗体検査費用	6600	160	80	1,584,000
接種費用	10000	160	80	2,400,000	
	合計	320	160	3,984,000	
※当初予算額との差額：事務費 93千円					

**4. これまでの成果と今後の方向性**

- 平成25年度より、妊娠中の女性への感染予防の緊急対策として、風しんの免疫を持たない20代から40代の男女、妊婦の夫（年齢不問）への任意予防接種の推奨を図った。
- 今後、風しん抗体検査の実施により、免疫が不十分と判明した場合、風しんに感染する可能性があることから、対象者へ広報・ポスター等で広く周知し予防接種の推奨を図る。

<p>《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>風しん予防接種緊急対策として、先天性風しん症候群の発生を防止するため、予防接種費の全額を補助し、積極的な活用について、対象者へ広報・ポスターなどで広く周知した。</li> <li>今後、抗体検査費の助成をして抗体価の判定により予防接種の促進を図るとともに、先天性風しん症候群の発生予防に努める。</li> </ul>	総合評価 (今後の方向性)  改善しながら 継続
---	--------------------------------------

**5. 財源内訳**

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
4,077				4,077

# 事業説明書

4 款 1 項 5 目 11 事業

新規 ・ **継続** ・ 廃止

課所名 健康福祉部 健康増進センター

(施策の大綱) 保健・医療の充実

(施策) 健康づくりの啓発と推進

(基本事業) 心の健康に関する正しい知識の普及・啓発

<b>【事業名】</b> 自殺予防対策費 <b>【説明項目】</b> 自殺予防対策の推進について				
<b>【26年度】</b> 7,188 千円		<b>【25年度】</b> 7,387 千円		<b>【増減額】</b> △ 199 千円
<b>1. 事業の目的</b> 講演会や街頭キャンペーン等の啓発事業、地域で活動する傾聴ボランティアの育成事業及びメンタルヘルスに関する相談事業を推進し、悩みを抱えた人が早期に問題の軽減や解決をできることで自殺者を減少させる。				
<b>2. 事業の目標 (数値目標)</b> 大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会を中心に、自殺予防事業や地域の自殺予防の取り組みを推進し、市の年間自殺者数の減少を図る。				
<b>3. 事業の概要</b> ①大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会の開催 (2回) ②大仙市自殺未遂者対策分科会の開催 (2回) ③養成講座の開催: 基礎編 (6回)・応用編 (4回) ④「こころの健康講演会」の開催 ・「大仙市こころといのちを考える集い」の開催 (年1回) ・こころの健康講演会出前講座の開催: 一般市民 (8回)・小学校 (6回) ・思春期こころの健康講演会の開催: (11回) ⑤カウンセリング事業「ほっとスペース」の実施 *平成24年度相談件数: 455件 (延べ件数) ・臨床心理士等で心の相談やカウンセリング (週/5日・月～金 カウンセラー2人体制) ⑥啓発活動: 市広報紙に特集号掲載・自殺予防街頭キャンペーン・各種事業へのパンフレット等配布。 ⑦メンタルチェックシステム「こころの体温計」の導入 ◆主な予算内訳 ・委員報酬 147千円 ・臨床心理士等賃金等 4,616千円 ・報償費(講師謝金) 956千円 ・事務費(パンフレット、啓発用グッズ等) 1,202千円 ・郵券代 102千円・使用料、委託料(こころの体温計) 165千円 ※「こころの体温計」は、携帯電話やパソコンを利用してストレスなどを簡易にチェックできるシステム				
<b>4. これまでの成果と今後の方向性</b> ・平成20年度より実施している本事業は、年々事業内容の拡充を図っており、これに伴い幅広い年代の市民が各種講演会や、街頭キャンペーンなど、多くの場面で自殺予防事業や地域活動に参画できる環境が整ってきている。当市の自殺者数も減少傾向にあり、今後も事業を見直しながら推進する。				
「大仙市の自殺者数」 (単位:人)				
年別	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
男	28	19	18	15
女	13	13	10	12
計	41	32	28	27
厚生労働省人口動態統計より				
《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》 ・大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会においては、これまで行政機関や地域の団体等がそれぞれの分野の特性を活かした役割分担をしながら連携し、自殺予防事業について必要事項を協議してきた。今後は、各協議会委員が実際の活動の中で経験した困難事項を取り上げ、問題解決に向けた協議と連携を深め、より円滑な自殺予防活動の推進を図る。 ・平成24年度から自殺未遂者対策事業「いのちの襷」を実施。市内の救急指定病院に自傷・自殺行為によって救急搬送された方に専門機関を掲載したパンフレットと相談申込書を配布する。これまでの配布状況を踏まえて、自殺未遂者対策分科会において効果的な配布方法を検討し、自殺未遂者への支援体制を充実する。				総合評価 (今後の方向性)  改善しながら 継続
<b>5. 財源内訳</b> (単位:千円)				
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
7,188			2,400	4,788
【その他】 18款 1項 1目: 地域雇用基金繰入金				

# 事 業 説 明 書

4 款 1 項 6 目 10 事業

新規 継続 廃止

課所名 健康福祉部 健康増進センター

(施策の大綱) 保健・医療の充実

(施策) 病気の予防と健康の維持・増進

(基本事業) 健(検)診内容の検討と充実

<b>【事業名】</b>	保健事業費										
<b>【説明項目】</b>	各種検診事業について										
<b>【26年度】</b>	151,848	千円	<b>【25年度】</b>	147,457	千円	<b>【増減額】</b>	4,391	千円			

## 1. 事業の目的

健康増進法に基づき、生涯にわたって自らの健康状態を自覚するため、市民一人ひとりが各種健診の必要性を認識し、受診結果から早期発見・早期治療により市民の健康増進を図る。

## 2. 事業の目標（数値目標）

各種検診の受診率向上のため、健診（検診）の大切さを市民に広く周知するとともに、無料クーポン券を活用し健診（検診）の習慣化に努め受診率の向上を図る。

また、集団検診に加え、20～39歳の女性に対する医療機関方式での子宮がん検診や新規事業としてコール・リコール事業、日曜日の総合健診等の実施等により受診率の向上を図る。

### ○受診目標数

（単位：人）

区分	胃がん	前立腺がん	大腸がん	肺がん等 (結核・喀痰を含む)	子宮頸がん	卵巣腫瘍	乳がん	肝炎ウイルス	骨粗鬆症	歯周疾患	30・35歳 血液健診
H25実績 (見込み)	5,162	3,834	8,770	11,931	2,456	2,447	2,518	1,082	563	282	80
<b>H26受診者見込</b>	<b>5,780</b>	<b>4,000</b>	<b>11,800</b>	<b>18,000</b>	<b>4,300</b>	<b>4,300</b>	<b>5,320</b>	<b>1,300</b>	<b>600</b>	<b>350</b>	<b>150</b>

## 3. 事業の概要

### ① 各種がん検診等（継続） 【事業費 123,333千円】

種類	対象者	検診方法
胃がん検診	40歳以上	集団検診
前立腺がん検診	50歳以上の男性	集団検診
大腸がん検診	40歳以上	集団検診
肺がん等検診 (結核検診を含む)	40歳以上 (65歳以上は結核検診をかねる)	集団検診
子宮頸がん・ 卵巣腫瘍検診	20～39歳の女性	集団検診 大仙市内の医療機関での個別検診（希望者）
	40歳以上偶数年齢の女性	集団検診
乳がん検診	40歳以上偶数年齢の女性	集団検診
肝炎ウイルス検診	40歳、41歳以上で未検査者	集団検診
骨粗鬆症検診	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	集団検診
歯周疾患検診	40・50・60・70歳	医療機関での個別検診
30・35歳血液検査	30・35歳	集団検診

### ② 無料クーポン券事業（継続） 【事業費 8,286千円】

種類	対象者	検診方法
大腸がん検診 (国補助事業 H23～)	40・45・50・55・60歳	集団検診
胃がん検診 (県補助事業 H23～)	40・50歳	集団検診

※ H21年度から実施していた「女性特有のがん検診（子宮頸がん・乳がん）」のクーポン券事業は、H25年度で終了

**③ 働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業（新規） 【事業費 19,294千円】**

H21年度から5年間、国が実施した「女性特有のがん検診（子宮頸がん・乳がん）」のクーポン券事業は、全国的に受診率が低かったことにより、H26年度において無料クーポン券未使用者を対象にした検診事業を実施し、受診率の向上に努める。  
 （補助率 国 1/2 市町村 1/2）

種類	対象者（未使用者）	検診方法
子宮頸がん検診	4,897人	集団検診・医療機関
乳がん検診	6,981人	集団検診・医療機関

**④ コール・リコール事業（新規） 【事業費 935千円】**

**○県補助事業**

がん受診率の向上を図るため県が実施した未受診者へのコール・リコールにおいて、モデル事業等での効果が表れたことを受け、H26年度から新規事業として実施するものであり、あらかじめ県が定めたコールセンターが市町村から委託を受けて受診の勧奨をする。

大仙市では、受診率が低い子宮頸がん検診を対象事業とし、集団検診の追加や医療機関方式での受診を勧奨する。

**○市単独事業**

大仙市の単独事業として、胃がん・大腸がんクーポン券事業の対象者で、未受診者に郵便による受診勧奨を行い受診率の向上に努める。

種類	対象者（未受診者）	検診方法
子宮頸がん検診リコール（県補助事業）	1,000人	集団検診・医療機関
胃がんリコール（市単独）	1,800人	集団検診
大腸がんリコール（市単独）	4,000人	集団検診

**4. これまでの成果と今後の方向性**

- ・ 健診（検）診によって早期発見、早期治療による市民の健康保持が図られるとともに、医療費の抑制にもつながり効果は大きい。
- ・ 満年齢20～39歳の女性の方への医療機関方式での子宮がん検診について、事業の啓発を行い受診率の向上に努める。
- ・ 日曜健（検）診の実施とコール・リコール事業により受診率の向上に努める。

《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

- ・ 検診の実施は、早期発見、早期治療につながり非常に有効である。
- ・ 今後も継続して事業実施する。

総合評価  
 （今後の方向性）  
 改善しながら  
 継続

**5. 財源内訳**

（単位：千円）

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
151,848	16,467		14,620	120,761

- 【国県支出金】 14款 2項 3目：がん検診推進事業費補助金 12,813  
 15款 2項 3目：健康増進事業費・子宮がん検診助成事業費・胃がん検診助成事業費補助金 3,654  
 【その他】 20款 5項 3目：各種検診納付金

## 資 料

### 各種がん検診等の受診率について

検診項目	H24			H25		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数 (見込み)	受診率 (見込み)
胃がん検診	33,822	5,057	15.0%	<b>33,432</b>	<b>5,162</b>	<b>15.4%</b>
大腸がん検診	33,822	11,488	34.0%	<b>33,432</b>	<b>11,903</b>	<b>35.6%</b>
前立腺がん検診	12,516	3,910	31.2%	<b>12,365</b>	<b>3,834</b>	<b>31.0%</b>
肺がん等検診	33,822	12,494	36.9%	<b>33,432</b>	<b>11,931</b>	<b>35.7%</b>
喀痰細胞診検査 (問診結果による)	33,822	1,338	4.0%	<b>33,432</b>	<b>1,063</b>	<b>3.2%</b>

検診項目	年度	対象者数	A 当該年度 受診者数	B 前年度 受診者数	C 2年連続 受診者数	受診者数 (H25見込み) A+B-C	受診率 (H25見込み)
子宮頸がん検診	H24	22,191	2,379	2,263	220	4,422	19.9%
	<b>H25</b>	<b>21,883</b>	<b>2,456</b>	<b>2,379</b>	<b>441</b>	<b>4,394</b>	<b>20.1%</b>
乳がん検診	H24	20,644	2,480	2,851	125	5,206	25.2%
	<b>H25</b>	<b>20,466</b>	<b>2,518</b>	<b>2,480</b>	<b>254</b>	<b>4,744</b>	<b>23.2%</b>

#### ○対象者数について

$$\text{対象者数} = \text{①} - \text{②} + \text{③} - \text{④}$$

- ①: 当該年度の10月1日現在の住民基本台帳の40歳以上の人口  
(子宮頸がんは20歳以上の女性、乳がんは40歳以上の女性)
- ②: 国勢調査の40歳以上の就業者数
- ③: 国勢調査の農林水産業従事者数
- ④: 当該年度の10月1日現在の要介護4・5認定者数

#### ○大腸がん検診受診者について

大腸がん検診受診者数には、「大腸がん検診研究事業」参加者の便潜血検査実施者を含む。

(H24年度 1,945人      H25年度 3,133人)

# 事 業 説 明 書

10 款 4 項 2 目 61 事業

新規 ・ **継続** ・ 廃止

課所名 健康福祉部 児童家庭課

(施策の大綱) 学校教育の充実

(施策) 就学前教育の充実

(基本事業) 幼保の認定こども園化・社会福祉法人化

【事業名】 法人立幼稚園補助金									
【説明項目】 法人立幼稚園への補助金について									
【26年度】	137,718 千円	【25年度】	199,600 千円	【増減額】 △ 61,882 千円					
1. 事業の目的									
市立から法人立となった幼稚園の継続的な園運営や教育、保育環境の充実を図る。									
2. 事業の目標（数値目標）									
○ 法人化計画に基づき移譲した幼稚園について、運営や教育に支障が生じないように運営事務の適正化や教育の質の維持を図る。									
（単位：園）									
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
公立	8	6	6	6	4	1			
法人移譲	大曲保育会	2							
	大空大仙				2	3	1	△ 1	※太田地域 2 幼稚園統合
	累計	2	2	2	4	7	8	7	
3. 事業の概要									
○ (福) 大曲保育会、(福) 大空大仙の 2 法人に対する補助金									
	大曲保育会 (2 園)		大空大仙 (5 園)		計 (7 園)				
① 幼稚園運営費補助金	46,948 千円		90,470 千円		137,418 千円				
② 経営安定化補助金	300 千円				300 千円				
計	47,248 千円		90,470 千円		137,718 千円				
4. これまでの成果と今後の方向性									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成20年度の大曲南、大曲北幼稚園の移譲を皮切りに、平成25年度の南外幼稚園で法人化は終了した。</li> <li>・ 平成26年度には太田地域の 2 幼稚園が統合し、認定こども園（おおた保育園、おおた幼稚園）としてスタートする。</li> <li>・ 市立時の保育・教育サービスを維持するため、安定的な園運営は不可欠であり、今後も継続して補助する必要がある。</li> <li>・ 平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度の給付制度及び保護者負担を勘案して補助金の見直しを進める。</li> </ul>									
《H25年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》								総合評価 (今後の方向性)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金の算定は、補助基準額（運営費、人件費、施設管理費等）から保育料や国・県補助金等の収入を控除した額を法人立幼稚園運営費補助金として交付している。</li> <li>・ 今後、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度の給付制度及び保護者負担を勘案して、補助金のあり方を検討していく。</li> </ul>								改善しながら 継続	
5. 財源内訳									
（単位：千円）									
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源					
137,718				137,718					